

域の子育ち・子育て環境づくり事業」に関するプログラムの提供など他の自治体の参考となる特色のある取組。

また、児童遊園において、子どもと高齢者が一緒に共有しあえる空間づくりに関する特色のある取組や、児童遊園を活用した安全、安心な街づくりなど他の自治体の参考となる取組。

また、児童館において地域子育て支援拠点事業を推進するため、長期休暇期間における場所確保の具体策の検討、拠点事業担当者の確保策、児童館職員との連携のあり方などを検討し、児童館での実施マニュアルを作成するなどの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

## (5) 子ども虐待の予防・防止に向けた先行的な取組

(取組内容)

毎年、地方公共団体における「児童虐待防止推進月間（オレンジリボン・キャンペーン）」等にちなんだ取組をはじめとした子どもの虐待防止に向けた広範かつ効果的な活動など、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める取組（ただし、単なるイベントだけの取組は除く。）。

※ 本取組においては、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が設置（平成21年度中に設置予定も含む。）されていることが補助要件となる。

ただし、都道府県に協議会が設置されていない場合でも、当該都道府県内の市町村全てが協議会を設置している場合は補助対象とする。また、都道府県に協議会が設置されていない場合であって、当該都道府県内に協議会を設置していない市町村がある場合は、当該市町村に協議会設置促進を図るための取組に限って補助を可能とする。

また、リボンなどの物品代は補助の対象とならない。

【取組例】

- ・虐待通告のためのカード（児童相談所等の通告先電話番号等を明記したもの。）を子どもを含めた地域住民に幅広く配布するなど、虐待発生への抑止力が働くような取組
- ・児童虐待をテーマとしたキャラバン、演劇公演等地域住民に対し、児童虐待防止を直接訴えかけるような取組
- ・児童虐待防止に向けた啓発作品展の開催等、親子の参加による普及啓発活動等

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

## (6) 里親委託の推進に向けた普及啓発のための先駆的な取組

(取組内容)

通常の啓発活動に加えて、10月の「里親月間」を中心に職域等に対象を絞り込み、里親募集のための啓発活動、里親制度の普及活動など里親委託の推進を図るための先駆的な取組（単なるイベントだけの取組は除く。）を実施し、他の自治体の参考となる取組。

【取組例】

- ・ 職場や学校のPTA等において、地域の里親や里子経験者との交流・意見交換等による普及活動の実施
- ・ 対象とする職域等において活用できる普及啓発ビデオの作成

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

4. 本事業の目的は、「2」に掲げるとおり、事業実施の成果を全国に発信し、普及することにあるため、事業実施後は、事業の分析、検証等を行うこと。成果が得られた事業については、速やかにその報告を行うとともに、他の自治体にその成果の発信を行うことを原則とする。
5. 別紙様式2の事業評価書については、平成22年3月末日までに提出すること。  
なお、21年度事業の協議を行う自治体のうち、20年度においても本事業を実施している場合は、20年度事業の実施の内容や事業展開が21年度の取組にどのように生かされているか等も考慮して採択の可否を決定するので、21年度の協議にあたって、必ず、20年度事業について、別紙様式2による事業評価書を提出すること。
6. 次に該当する事業は、採択（対象）しないものとする。
  - ① 施設や設備を整備することが目的の事業
  - ② 前年度と同一内容の事業
  - ③ 人件費を負担するような後年度の費用負担が見込まれる事業
  - ④ 他の補助金の振替的な事業
  - ⑤ 自治体の独自財源で実施していた既存事業の振替的な事業
  - ⑥ 個別施策に関して毎年度実施する研修事業等
  - ⑦ 単なるイベント的事业
  - ⑧ 限られた人員を対象とする児童等の海外派遣事業等
  - ⑨ 備品購入費等一部の費目に偏っている事業
7. 要望額については、当該自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。また、原則として、一事業当たりが、都道府県、指定都市、中核市においては100万円、市区町村においては50万円以下の小規模なものについては採択しないこととする。

## 児童育成事業推進等対策事業 協議書 (都道府県・市区町村事業共通)

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容	<p>(事業概要) ※詳細が分かるように具体的に記載する</p> <p>(委託先) ※事業の一部委託をする場合に委託先を記載する</p> <p>(実施要綱の該当項目とその理由) ※○をつけ理由を記載する (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)</p> <p>〔 「平成21年度 採択方針について」に掲げる優先して採択する取組内容 ※○をつける (1) ① ② ③ (2) (3) (4) (5) (6)</p>
4 実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
5 対象者	
6 見込対象人数・作成部数等	人 部

7 総事業費 (支出予定額内訳書を添付)	千円 ( 当初予算 ・ 補正予算 )
8 国庫補助要望額	千円
9 事業実施が必要な背景及び自治体の取組の現状	
10 事業実施により期待される効果	
11 全国の見地から当該事業が模範的・先駆的である理由	
12 他の自治体への事業の成果の発信方法等※発信先・方法を具体的に記載	
13 その他	
14 所管部局	部・局 課 係 担当者名 ( ) (連絡先電話 — — 内線 )

(注) 1. できるだけ、具体的に記載してください。本協議書に、記載しきれない場合は、別に、事業内容がわかる資料を添付してください。

2. 前年度に本事業を実施した場合は、本協議書を提出する際に、別紙様式2の事業評価書を必ず提出すること。

(下限額) 都道府県、指定都市、中核市 100万円  
市区町村 50万円

## 支出予定額内訳書

経費区分	支出予定額	積算内訳
○○費	円	
合計		

- (注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。  
 2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。  
 3 事業の一部が委託可能であることに留意すること。  
 例：総事業費500万円、国庫補助500万円、委託料500万円 → 全部委託であるので不可

## 児童育成事業推進等対策事業 事業評価書 (都道府県・市区町村事業共通)

都道府県・市区町村名\_\_\_\_\_

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容	(事業概要) ※適宜、報告書等事業の実施内容が分かる資料を添付して下さい。
4 実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
5 対象者	
6 対象人数・作成部数等 (実績)	
7 総事業費 (支出額内訳書を添付)	千円 ( 当初予算 ・ 補正予算 )
8 事業実施が必要な背景	
9 当該施策に係る自治体の取組の現状	※本補助事業のほかに、当該施策に係る取組について、その概要が分かる資料を適宜、添付願います。
10 事業実施により期待した効果	
11 期待した効果を達成するために特に行った対応	

<p>12 事業実施により現れた効果</p>	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例）行政として、民間の活動団体や地域住民とのコミュニケーションや連携についての、〇〇〇のようなシステムが構築された。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から</p> <p>例）関係機関、団体、地域住民等とのネットワーク作りの必要性の認識が浸透し、〇〇〇のようなネットワークが構築された（される予定である）。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等</p> <p>例）〇〇〇のような基本的な情報や問題点が明らかになり、地域の住民や民間団体等の間で〇〇〇のような取組が始まった。</p>
<p>13 「12」事業実施により現れた効果で記載した事柄のうち、次年度以降の取組に反映されるべき事柄</p>	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例）新たな取り組みを行う場合、まずは地域住民や民間活動団体等との協働の必要性についてを検討するようになった。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から</p> <p>例）どんな些細なことでも、情報の共有化を図るといった視点が検討されるようになった。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等</p> <p>例）行政からだけが発信元ではない、地域・社会全体で取り組んでいくといった視点が重視されるようになった。</p>

14 次年度以降の取組方針	<p>※「13 次年度以降の取組に影響を与えた点」に記載した内容を踏まえて、ここでは具体的な取組について記載して下さい。</p> <p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例) 新規単独事業として、〇〇〇を趣旨としたNPO法人との協働事業の予算化を図ることとした（予定である）。</p> <p>② 対象者、関係機関等との関係から</p> <p>例) 事業を契機に定期的な意見交換会を開催することとした。</p> <p>③ その他、地域住民、民間団体等からの反応等</p>
15 他の自治体に発信した事業の成果等	<p>① 相手先自治体名</p> <p>② 「①」を相手先として選んだ根拠</p> <p>③ 提供の方法及び内容</p>
16 所管部局	<p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">課 担当者名（<span style="float: right;">係</span> （<span style="float: right;">）</span> （連絡先電話 — — 内線）</p>
17 その他連携を図った部局	<p style="text-align: center;">部・局 部・局</p> <p style="text-align: center;">課 課</p> <p style="text-align: right;">係 係</p>

(注) できるだけ、具体的に記載してください。本報告書に記載しきれない場合や、別に既存の報告書等がある場合など、事業内容がわかる資料を併せて提出してください。

## 支 出 額 内 訳 書

経 費 区 分	支 出 額	積 算 内 訳 等
○ ○ 費	円	
合 計		

- (注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。  
 2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。

「地域子育て環境づくり支援事業」について

( 参 照 )

- 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日児発第396号)別添7「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」
- 「児童環境づくり基盤整備事業の国庫補助について」(平成9年6月5日厚生省発児第72号)

(事業内容) 地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(実施主体) 都道府県・指定都市・中核市

(補助率) 1/3(負担割合 国1/3、都道府県・指定都市・中核市2/3)

(基準額) 都道府県・指定都市・中核市1か所当たり年額

(平成21年度) 936,000円

事 務 連 絡  
平成19年 3月 2日

都道府県  
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であります。一部の自治体におかれましては個人情報保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

## 児童手当制度の概要

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童養育家庭の生活の安定に寄与する</li> <li>○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する</li> </ul>															
支給対象 手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで）</li> <li>○0～3歳未満 一律10,000円</li> <li>3歳～小学校修了まで <ul style="list-style-type: none"> <li>第1子、第2子：5,000円</li> <li>第3子以降：10,000円</li> </ul> </li> </ul>															
支払期月	○支払期月：毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）															
所得制限 4人世帯（夫婦 と児童2人）の 年収ベース	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得限度額</li> <li>被用者 収入ベース：860万円未満</li> <li>非被用者 収入ベース：780万円未満</li> </ul>															
費用負担	<p>【0歳～3歳未満 児童手当等】</p> <p>[被用者]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">事業主 7/10</td> <td style="text-align: center;">国1/10</td> <td style="text-align: center;">地方2/10</td> </tr> </table> <p>[特例給付]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">事業主 10/10</td> </tr> </table> <p>[非被用者]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国 1/3</td> <td style="text-align: center;">地方 2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所属庁 10/10</td> </tr> </table> <p>【3歳～小学校修了前 小学校修了前特例給付】</p> <p>[被用者・非被用者]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">国 1/3</td> <td style="text-align: center;">地方 2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所属庁 10/10</td> </tr> </table>	事業主 7/10	国1/10	地方2/10	事業主 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10					
事業主 7/10	国1/10	地方2/10														
事業主 10/10																
国 1/3	地方 2/3															
所属庁 10/10																
国 1/3	地方 2/3															
所属庁 10/10																
事業主拠出金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担</li> <li>○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額</li> <li>拠出金率（平成21年度：1.3/1,000）</li> </ul>															
財源内訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">21' 予算案</td> <td style="text-align: center;">(20' 予算額)</td> </tr> <tr> <td>給付総額</td> <td style="text-align: right;">10,160億円</td> <td style="text-align: right;">(10,280億円)</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td style="text-align: right;">2,690億円</td> <td style="text-align: right;">(2,730億円)</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td style="text-align: right;">5,680億円</td> <td style="text-align: right;">(5,740億円)</td> </tr> <tr> <td>事業主拠出金</td> <td style="text-align: right;">1,790億円</td> <td style="text-align: right;">(1,810億円)</td> </tr> </table> <p>※公務員を含む。</p>		21' 予算案	(20' 予算額)	給付総額	10,160億円	(10,280億円)	国庫	2,690億円	(2,730億円)	地方	5,680億円	(5,740億円)	事業主拠出金	1,790億円	(1,810億円)
	21' 予算案	(20' 予算額)														
給付総額	10,160億円	(10,280億円)														
国庫	2,690億円	(2,730億円)														
地方	5,680億円	(5,740億円)														
事業主拠出金	1,790億円	(1,810億円)														

# 児童手当の財源内訳

0～3歳未満(支給月額 一律10,000円)

		サラリーマン		自営業者		公務員	
<所得制限額>		860.0万円		860.0万円			
特例 給付	附則 第6条	事業主 10/10				国	地方
	780万円					10/10	10/10
本則 給付		事業主 7/10	国 1/10	地方 2/10	国 1/3	地方 2/3	

3歳～小学校6年生(支給月額 第1子第2子:5,000円、第3子以降:10,000円)

		サラリーマン		自営業者		公務員	
<所得制限額>		860.0万円		860.0万円			
小学校 修了前 特例 給付	附則 第8条	国 1/3	地方 2/3			国	地方
	780.0万円					10/10	10/10
附則 第7条		国 1/3	地方 2/3	国 1/3	地方 2/3		

※<所得制限額>は、夫婦+児童2人家庭の場合の年収ベース。  
 ※所得制限は、主たる生計維持者について適用する。

## 保育課関係



## 1. 待機児童解消に向けた取組について

### (1) 新待機児童ゼロ作戦の推進について

保育所の待機児童については、待機児童ゼロ作戦の推進等により、改善傾向にあったものの、平成20年4月には5年ぶりに増加に転じ、依然として都市部を中心に、約2万人が存在している。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、平成20年2月には、保育所等の待機児童の解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、平成20年度から平成22年度までの3年間を集中重点期間として、取組を進めることとしている。

具体的な目標値としては、昨年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議によって策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において10年後(2017年)の達成水準として設定された、保育サービス(3歳未満児)の提供割合38%を掲げている。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている市区町村(特定市区町村)においては、保育所整備のほか、家庭的保育事業や定員の弾力化等の施策を積極的に活用し、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

なお、民間保育所の施設整備については、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)により、各市町村の整備計画に基づく整備の推進を図ってきたところであるが、今般の平成20年度第2次補正予算に計上した「安心こども基金(仮称)」により平成22年度までの保育所整備の促進を図ることとしている。

### (2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成20年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えるが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

① 特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表す

るとともに都道府県知事に提出すること。

- ② 特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

### (3) 保育所運営費について

- ① 兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減について

保育所運営費国庫負担金における国と市町村の精算基準である「保育所徴収金基準額」においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合において、2人目は1/2、3人目以降は1/10に保育料を軽減しているところである。

平成21年度予算案において兄弟姉妹のいる家庭のさらなる保育料軽減措置として、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合においては、3人目以降について無料とすることとしているので、管内市町村において適切に取扱われるよう周知方お願いしたい。

- ② 保育単価表定員区分の改正について

保育所における保育の実施については原則定員の範囲内で行うこととしているが、都市部を中心として年度途中における入所や、待機児童解消への取り組みとして定員を超えて受け入れることが認められているところである。

この場合、定員を超えて受け入れた児童が一定数を超える場合には、積極的に定員の見直しに取り組んでいただく必要があるが、現行の30人刻みでの定員区分では1つの定員区分間の単価変動が大きく、定員変更を行いにくい状況となっていることから、定員の見直しに積極的に取り組めるよう、平成21年度から定員区分を10人刻みに細分化することとしている。

なお、定員区分細分化に伴い、平成10年2月13日児保第3号「保育所への入所の円滑化について」通知についても別冊（交付要綱、実施要綱等）資料28のとおり改正を行う予定であるので、保育の実施が適切に行われるようご配慮願いたい。

#### (4) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」及び「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」並びに「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組みを推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成21年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

## 2. 多様な保育サービスの推進について

一時預かり事業（旧：一時保育促進事業）や延長保育等の多様な保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成21年度予算案においては、「子ども・子育て応援プラン」の最終年度であることから、目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し（改善）を図っているところであるので、積極的な取組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

#### (1) 家庭的保育事業について

家庭的保育事業については、改正児童福祉法において法定化され、平成22年4月に施行することとしている。そのため、家庭的保育事業を実施するに当たっての実施基準やガイドラインを策定することとしており、「家庭的保育の在り方に関する検討会」において、ご議論いただいているところである。検討会での報告を元に、省令改正などを行うこととしており、その際は、パブリックコメントの募集などを予定している。

また、「安心こども基金(仮称)」において、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を実施する「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者の研修を実施する費用の補助を実施する「家庭的保育者研修事業」を実施することとしており、将来の需要を見込み積極的に事業を推進されたい。

なお、本事業の実施は平成22年度末までとなっているので留意されたい。

さらに、家庭的保育事業については、平成21年度予算案において、

対象児童数を5,000人に拡充するとともに、実施要件を緩和し、家庭的保育事業の取り組みの拡大を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

〈主な改正点〉

① 事業対象自治体

待機児童がいる自治体のみならず、すべての自治体で実施可能とする。

② 家庭的保育支援者の要件緩和

従来の家庭的保育者6人以上に家庭的保育支援者1人の配置から、3人以上に1人の配置に緩和する。

③ 連携保育所の要件緩和

家庭的保育者への支援等を行う連携保育所について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設についても対象とする。

## （2）病児・病後児保育事業について

① 補助方式の変更について

「病児・病後児保育事業」については、これまで利用実績にかかわらず定額の国庫補助を行ってきたところであるが、今後は、実施施設における利用実績に応じた国庫補助とし、利用者ニーズへの対応や経営の安定を図ることとしたので、積極的な取り組みをお願いします。

② 利用料について

本事業に係る利用料については、これまで事業費の2分の1相当の額が適当であると周知しているところであるが、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、減免分についても国庫補助することとしているので、適切な利用料の設定を行っていただくよう管内市町村及び実施施設への周知方をお願いします。

③ 体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型においては、予算の効率的配分の観点から、実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めているところであるが、平成21年度の採択基準については、次のいずれかの要件を満たす実施施設を補助対象とするので、ご留意願いたい。

<補助の要件>

- ① 看護師（保健師・助産師・准看護師を含む）を常時2名以上配置している保育所
- ② 延長保育を2時間以上実施している保育所
- ③ 夜間保育所
- ④ へき地（山間地・離島・過疎地）に所在する保育所
- ⑤ 平成19年度経過措置分（旧自園型実施保育所）

注1 次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日雇児発第1128003号通知）に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所

注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認める保育所

注3 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所

注4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第143号）第13条の2第1項の規定による特勤手当の支給を受けている官署（人事院規則9-55別表）から半径4km以内に所在する保育所

### （3）一時預かり事業について

一時預かり事業（旧：一時保育促進事業）については、これまでも予算補助事業として、実施の促進に努めてきたところであるが、今般、改正児童福祉法により、平成21年4月1日から児童福祉法に基づく事業として施行されることとなったところである。

具体的な運用については、事業開始に伴う届出事項や事業実施に関する必要な基準を設けるとともに、第2種社会福祉事業として位置づけ、さらなる普及促進を図ることとしている。（関連資料7（334頁））

実施主体については、多様な主体による取り組みを促進していくため、特に制限は設けておらず、これまでの保育所における実施に加えて、地域子育て支援拠点や商業施設内など様々な場所で事業展開されることが期待される。

このため、一時預かり事業にかかる国庫補助については、別紙のとおり3類型に区分することとしており、保育対策等促進事業費補助金により補助することとしているので、ご承知おき願いたい。（関連資料6（333頁））

#### (4) 地域ニーズへの対応について

保護者の勤務形態の多様化等に伴い、地域における保育ニーズに対してきめ細やかに対応する必要があることから、以下に掲げる各事業については、従来の保育所での実施のほか、地域の保育資源として一定の基準を満たす施設における事業実施を可能とし、保育サービスの提供手段の多様化を図ることとしたのでご留意願いたい。

##### ① 家庭的保育について

家庭的保育事業については、平成21年度において、地域ニーズへの対応の観点から、次の改正を予定している。

##### ・連携保育所の要件緩和

家庭的保育者への支援等を行う連携保育所について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設についても対象とする。

##### ② 休日・夜間保育について

休日保育事業、夜間保育推進事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づく計画的な事業実施のため、補助単価を大幅に見直すとともに、保護者の勤務形態の多様化に対応するため、これまでの認可保育所における事業実施に加え、次の①及び②の要件を満たす施設における事業実施を可能とし、当該施設についても国庫補助の対象とすることとしているので、ご承知おき願いたい。

##### <補助の要件>

- ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条第2項に定める設備及び人員に関する基準を満たす施設
- ② 当該施設の運営に要する費用について、市町村が継続的な公費助成を行っている施設  
(保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。)

#### (5) 駅型保育試行事業について

駅型保育試行事業については、モデル事業として平成6年度から実施しているところであるが、相当の期間を経過し、モデル事業としての当初の目的は達成されたことなどから、既に実施市及び事業者に対してお

知らせしているとおおり、平成21年度をもって事業を終了することとしている。

実施市においては、事業者に対して、再度、事業終了を周知徹底するとともに、認可化移行に向けた取組や事業終了に伴う児童の受け入れ先の確保等の特段のご配慮をお願いしたい。

### 3. 認定こども園の実施状況等について

平成18年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が施行され、認定こども園制度が開始されたところである。

認定状況については、平成20年4月1日現在で229件の認定があり、今後約2,000件の申請が見込まれているところである。

各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号。以下「法施行課長通知」という。）においてお願いしているとおおり、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

特に、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」（平成19年4月6日雇児保発第0406002号）、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」（平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号）を発出しているところであり、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

また、平成20年10月には、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を立ち上げたところであり、平成20年度中に結論を得る予定である。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っているところである。ホームページについては、今後、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載していきたいと考えているので、各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供されたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.org/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス [info@youho.org](mailto:info@youho.org)

## 4. 保育所の規制緩和等について

### (1) 規制改革会議・地方分権改革について

昨年12月に決定された規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－」において、保育所における直接契約・直接補助方式の導入や保育所の入所基準等に係る見直しについては、様々な課題があることを考慮し、認定こども園の実施状況等を踏まえ、その可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討することとされ、これを尊重する旨の閣議決定もなされたところである。答申では、そのほか保育士資格制度の見直し、家庭的保育の拡充、病児・病後児保育サービスの拡充や認定こども園制度の見直しなども盛り込まれている。これを受け、本年3月には、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」が再改定される予定である。

また、地方分権改革については、平成19年5月に地方分権改革推進委員会が「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を取りまとめたことをはじめ、同年11月には「中間的なとりまとめ」を決定したところである。「中間的なとりまとめ」においては、認定こども園制度の運用改善、幼保一元化に向けた制度改革や保育所を含めた福祉施設の設置基準の見直しなどが取り上げられている。これらの項目については、平成20年春以降順次「勧告」が行われてきたところであり、本年夏から秋には「地方分権改革推進計画」として閣議決定されることとなる。さらに、平成21年度内を目途に新分権一括法案の国会提出を目指すこととされている。

### (2) 構造改革特区について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成19年度に引き続き、平成20年10月から11月にかけて、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行ったところである。本年度は、自園調理の保育所との比較を行

ったところ、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの認識が多く、特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。こうした状況を踏まえれば、本特例措置を全国展開する場合には、調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。このため、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開について、引き続き検討が必要と考えている。

また、保育所の給食の外部搬入については、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際そのように運営してきたところである。また、近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、平成20年4月に児童福祉施設最低基準の改正を行った。

これらを踏まえ、特区の認定等なく、給食の外部搬入を行っている保育所が依然として存在することから、引き続き適切な指導を行うようお願いする。

### (3) 保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正において、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運營業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年11月30日雇児発第761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしている。しかし、一部の市町村において、選考基準や選考過程が不明確であるなど、手続きの透明性、公平性に問題があると思われる事例も見受けられるところであり、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化が行われるよう引き続き適切な対応を図られたい。

また、昨年例にあるとおり、急な事業廃止により、保育を利用する者に不安を与えないよう、民営化や保育所認可に際しては、特に事業運営の安定性が確保されていることに留意し、万が一事業廃止となった場合のサービス確保のあり方についても併せて検討されたい。

## 5. 保育所の入所について

都市部を中心にして待機児童が多い状況の中で、保育所入所希望者が多い場合の入所児童の選考については、透明性・公正性の確保が求められる。具体的には、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、あらかじめ公表した公正な方法で選考されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

### (1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児発第73号・児保第3号）により実施されているが、平成21年度においては別冊（交付要綱、実施要綱等）資料28のとおり改正を予定しており、各地方公共団体においては保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めてご配慮願いたい。

#### ① 定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

#### ② 定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の2年度間\*常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。

なお、保育の実施にあたっては、保育ニーズがあるにもかかわらず意図的に入所児童数を調整することがないようにすること。

（見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。）

※ 平成23年4月1日から適用とする。ただし、平成21年4月1日、平成22年4月1日時点において連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合は定員の見直しに取り組むこと。

#### ③ 定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

保育所の経営の安定化を図るため、平成21年度より保育単価の定

員区分の細分化を行うこととしており、定員の見直しへの取組を阻害しないような仕組みとすることから、定員については入所児童数に応じた設定を行うこと。

## (2) 保育所入所の促進について

### ① 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて

ア 保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」（平成14年2月22日雇児保発第0222001号）において、

- i 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、
- ii 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、平成17年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せてご了知願いたい。

イ 保育所によっては、育児休業期間終了時を含め、新規に保育所に入所する児童について、いわゆる「ならし保育」が実施されている場合があるが、1～2週間程度の「ならし保育」の期間中は、通常の勤務形態による就労が困難となることが多いと考えられることから、「育児休業期間終了時における保育所の弾力的取扱いについて」（平成18年7月5日雇児保発第0705001号）において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させること等の取扱いを行って差し支えないとしたところである。

企業で独自に「ならし保育」に対応するための休暇制度を設けている場合等について、保育所においても、企業の取組に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

### ② 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について

ア 「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」(平成15年3月31日雇児発第0331011号)において、保育所に入所する児童を選考する際の母子家庭等の優先的な取扱い等についての具体的な取扱いをお示ししているところであるが、当該通知の内容について、改めてご了解願いたい。

なお、昨今、DV被害の深刻化が問題となっているが、DV被害者の児童の保育所への入所については、父母等が離婚調停中など「母子家庭等」とは認められない場合であっても、当該被害者や児童等の状況を総合的に勘案した上で、児童福祉の観点から特に必要と認められる場合には優先的に取り扱うなど、各自治体において適切にご配慮をお願いしたい。

イ 平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、同法において、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないことが規定されたところである。この具体的な取扱いについては、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」(平成16年8月13日雇児発第0813003号)においてお示ししており、当該通知の内容について、改めてご了解願いたい。

なお、認定こども園制度においては、認定こども園である私立保育所(私立認定保育所)の利用は、利用者と施設との直接契約によることとしているところである。

私立認定保育所が入所する子どもを選考する際は、法施行課長通知においてお示ししており、こうした母子家庭等や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととしており、各自治体におかれては、十分にご留意願いたい。

### (3) 保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号)により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えな

いこととしているところである。

昨今、DV被害者等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収にご配慮願いたい。

また、保育料の滞納については、保育料を納めている保護者との公平性の問題はもとより、市町村の他の予算から補填するなど他者に負担が生じたり、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし、保育所に入所する児童の健やかな育成が損なわれるおそれもあるなど、極めて重大な問題である。保育料の納付については、保護者の方々に応分の負担をしていただくことの必要性について十分に説明し、理解と協力を求めることが必要であり、正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局等と連携した納付の呼びかけ、徴税担当部局等との連携のうえ、更には、財産調査及び差押等の滞納処分を含め、厳格な対応を図られたい。

#### **(4) 保育所に関する情報提供について**

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。ついては、平成20年1月10日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

## **6. 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定について**

平成20年3月28日に公布された「保育所保育指針」は、1年間の周知期間を経て、平成21年4月1日に施行される。保育所保育指針においては、①質の向上の観点から大臣告示化により最低基準としての性格を明確化すること、②各保育所の創意工夫や取組を促す観点から内容の大綱化を図ること、③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明確で分かりやすい表現を用いること、④指針と併せ、解説を作成すること、という基本的考え方を踏まえ、保育所の役割等の明確化、保育の内容（養護

と教育)の充実、小学校との連携、保護者に対する支援、計画・評価、職員の資質向上などの内容の見直しがなされたところである。

保育指針の告示化と同時に、国においては、保育指針に基づく現場での実践を支援するための行動計画(国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画)として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)を策定した。また、平成20年2月27日に国が取りまとめた「新待機児童ゼロ作戦」においても、「保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」と明記しているところである。

アクションプログラムの具体的内容として①保育実践の改善・向上、②子どもの健康及び安全の確保、③保育士等の資質・専門性の向上、④保育を支える基盤の強化の4つの柱とそのねらいを設定し、具体的に取り組むべき内容について示している。また、国が取り組むことと、各地方公共団体が取り組むことが望ましいことを示している。

国としては、このアクションプログラムに基づき、平成20年度中に、  
① 保育所における自己評価ガイドライン  
② 保育所における感染症予防対策ガイドライン  
を策定し、各都道府県等あて通知する予定である。また、地域における保育実践の更なる改善・向上に資するため、「保幼小連携事例集」及び「保育指針を映像に！」(2枚組DVD)を作成し、送付することを予定している。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間としており、既にアクションプログラムを策定している都道府県及び市町村においては計画に沿って進められるよう、未策定の自治体においては、関係者で協議して策定するようお願いしたい。

また、保育指針が児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に基づく告示となることに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。保育内容等の監査に当たっては、保育指針を踏まえた保育所の取組の過程等を尊重するとともに、行政側からの保育内容等へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに留意されたい。

各地域の実状や課題などを踏まえ、保育の質の向上に資する取組が、保育現場と行政との協働により計画的に行われるとともに、新たな保育所保育指針の趣旨・内容の普及を図ることに特段の配慮を願いたい。

## 7. 安心こども基金（仮称）について

「安心こども基金（仮称）」については、昨年10月30日に「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において取りまとめられた「生活対策」において「『安心こども基金』創設による子育て支援サービスの緊急整備」が盛り込まれたことを受けて、平成20年度第2次補正予算に1,000億円が計上されたところである。

「安心こども基金（仮称）」については、都道府県に基金を造成し、市町村と連携のもと「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間である平成20年度から平成22年度において、保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的としているものである。

このような主旨を踏まえ、都道府県及び市町村においては、積極的な取組を行うようお願いしたい。

なお、「安心こども基金（仮称）」における認定こども園事業費と、保育所運営費国庫負担金に関する事務については、事業者の事務負担の軽減に資するため、申請窓口を一本化する等一元的な対応が図られるよう従前よりお願いをしているところであるが、まだ一本化されていない市町村においては早急に対応いただくよう配慮をお願いしたい。

## 8. 保育所等における事故防止等について

### （1）保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに応じて健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ② 所外活動中、交通事故に遭い亡くなった。
- ③ 送迎バス内で、熱射病で亡くなった。
- ④ O-157等の感染症に罹患して亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所等に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いする。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。

- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び施設内外の活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

特に、近年の公園等に設置された遊具での事故報告を踏まえ、保育所の遊具の安全確保のため、日常の点検と発見されたハザードに対する措置等をとるなど、万全を期されるよう指導方お願いする。

また、このほか「保育所保育指針」（平成20年3月28厚生労働省告示第141号）の「第5章健康及び安全」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

## **（2）保育所の耐震化の促進について**

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。全国的な取組状況を見ると、耐震診断実施率は36%、保育所の耐震化率は59.7%に留まっており、各都道府県等における取組は大きな格差が生じており、設置主体別の耐震化率をみると、公立保育所は56%、私立保育所62.9%となっている。これらを踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。

また、保育所の耐震診断に要する費用については、「住宅・建築物安全ストック形成事業（国土交通省所管）」により補助対象とされていることから、各地方公共団体の関係部局と連携を図りこれらを活用し、耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

## **（3）認可外保育施設に対する指導監督について**

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成18年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は45%、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が30%であり、昨年度から改善したものの依然として低い水準にあるところである。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

また、昨年12月に決定された「規制改革推進のための第3次答申」において、「認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図るべき」とされた。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求め必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず適切な指導監督の実施をお願いします。

さらに、昨年の例にあるとおり、急な事業廃止により、保育を利用する者が緊急に他の保育手段を選ぶ必要が生じることなどによって、子どもの育ちに影響を与えるなど、不適切な事例が生じていることも踏まえ、特段のご指導をお願いしたい。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

(参考)

平成19年度末までの過去5年間における死亡事故件数（厚生労働省に報告があったものに限る）

- ・認可保育所 18件
- ・認可外保育施設 28件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)



(保育課 関連資料)



## 安心こども基金（仮称）の概要

(平成20年度第2次補正予算)

100,000百万円

(厚労省：95,867百万円、文科省：4,133百万円)

## 1. 趣 旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

## 2. 事業概要

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

事業名	概要
保育所等整備事業	①保育所等緊急整備事業 ・集中重点期間として、平成22年度末までに保育所の緊急整備の前倒し実施を可能とする。その際、待機児童が多く財政力が乏しい市町村の保育所の新設等において、追加的財政措置を行う。 ・都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料等の補助を実施する。
	②放課後児童クラブ設置促進事業 ・小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施する。
	③認定こども園整備等事業 ・幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費補助を実施する。(認定こども園整備事業、認定こども園事業費)
家庭的保育改修等事業	・家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所にかかる改修費用等の補助を実施する。(家庭的保育改修事業・家庭的保育者研修)
保育の質の向上のための研修事業等	・保育の質の向上のために全国の保育士を対象に研修を実施する。

## 3. 配分方法等

## (1) 配分方法

児童数や待機児童数等により、各都道府県の配分額を算定し配分する。

## (2) 都道府県から市町村への配分方法

市町村に対する配分については、地域の実情に応じて各都道府県が管内市町村と協議を行い各々決定する。

# 認定こども園制度の概要と現状①

## 認定こども園制度の概要

### 「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供  
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施  
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

### 認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H20.4.1現在)
幼保連携型		幼稚園と保育所の補助の組合せ	104カ所
幼稚園型		幼稚園の補助制度	76カ所
保育所型		保育所の補助制度	35カ所
地方裁量型		(一般財源)	14カ所
			計229カ所

# 認定こども園制度の概要と現状②

## 各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	16	滋賀県	3
青森県	1	京都府	0
岩手県	5	大阪府	2
宮城県	1	兵庫県	15
秋田県	12	奈良県	0
山形県	4	和歌山県	2
福島県	5	鳥取県	0
茨城県	5	島根県	0
栃木県	7	岡山県	3
群馬県	12	広島県	7
埼玉県	4	山口県	1
千葉県	8	徳島県	2
東京都	19	香川県	1
神奈川県	12	愛媛県	4
新潟県	2	高知県	3
富山県	2	福岡県	9
石川県	5	佐賀県	8
福井県	1	長崎県	15
山梨県	1	熊本県	1
長野県	7	大分県	5
岐阜県	1	宮崎県	5
静岡県	0	鹿児島県	9
愛知県	4	沖縄県	0
三重県	0	合 計	229

幼保連携推進室調べ(平成20年4月1日現在)

# 規制改革推進のための第3次答申 (平成20年12月26日 最大限尊重閣議決定)(抜粋)

## Ⅱ. 各重点分野における規制改革

### 1 社会保障・少子化対策

#### (2) 福祉、保育、介護分野

##### ② 保育分野

### ア 抜本的な保育制度改革

#### (ア) 直接契約方式の導入

保育所間での切磋琢磨により、利用者から選ばれる保育所となるための努力を促す観点から、先行事例である地方公共団体の取組や認定こども園制度を参考にし、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式の導入について検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

#### (イ) 直接補助方式(バウチャー等)の導入

投入されている公的補助を機関補助ではなく、予め公開された明確かつ透明性のある基準に基づいた保育の必要度に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分するといった、利用者補助方式の導入について検討し、結論を得るべきである。低所得世帯や障害児を持つ世帯については、世帯所得や障害の程度、保育の緊急度など公による優先度の判断や、それに対応した応諾義務等により利用の確保を行うべきである。

その際、公的補助の対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育(保育ママ)等の施設型以外の保育サービス等にも拡大することについて検討する。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは前提条件であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行われるべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

#### (ウ) 「保育に欠ける」要件の見直し

「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、必要に応じて保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めることを検討し、結論を得るべきである。

なお、入所希望者数が定員数を超える場合、利用者への補助方式における補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを併せて導入することについて検討すべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

## イ 保育所に係る制度改革と運用改善

### (ア) イコールフットイングによる株式会社等の参入促進

以下の具体策について、検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

第1に、施設整備交付金の対象となっていない社会福祉法人等以外の事業者に対して、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うことについて

第2に、株式会社など社会福祉法人以外の事業者に対し、追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理について

第3に、事業者が最低基準を維持し、更なる質の向上に向けたインセンティブを働かせる構造となるよう、運営費の使途範囲の在り方について

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、詳細について検討・結論・措置】

また、民営化の際、市町村において透明かつ公正な手続きが行われているか実態を把握し、社会福祉法人以外の民間事業者が合理的な理由なく排除されないよう、引き続き都道府県への周知徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

### (イ) 地域の実情に応じた施設の設置の促進

効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道がひらけることから、例えば小規模であっても一定の質が保たれている保育の類型を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うことを検討し、結論を得るべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

### (ウ) 保育所における給食の外部搬入方式の容認

特区事業「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特例番号920)について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、子どもの年齢や発育状態、日々の体調、食物アレルギー等への十分な対応策も含め、全国規模での展開に向け、引き続き精力的に検討を進め、できる限り早期に結論を得る。

【平成20年度検討、できる限り早期に結論】

また、特区事業が全国展開された場合においては、給食に在り方全般について検討を行うべきである。

【特区事業が全国展開された場合には速やかに検討】

### (エ) 保育所等における運営状況の検証

～問題意識のみ～

### (オ) 入所選考等に係る情報開示の徹底

利用者の納得性を高める観点から、市町村による保育所の入所選考等に係る情報提供の実施状況の詳細を把握し、情報開示の徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

## ウ その他の保育・子育て支援サービスの拡充

### (ア) 認定こども園制度の見直し

#### a 運用改善による普及の促進

認定こども園制度の普及促進の観点から、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」（平成20年7月）や、文部科学省、厚生労働省の両省局長級の検討会において本年7月末に取りまとめられた普及促進策に基づき、早期に運用の改善を行うべきである。具体的には、認定件数の増加を図るため、既存の制度における認可の有無にかかわらず、例えば、文部科学省と厚生労働省の補助金を一本化するなどして、幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能に対し、施設整備費や事業費等を補助すべきである。

【平成20年度より逐次実施】

#### b 認定こども園の制度改革

本年10月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げられた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、本年度中に結論を得る。

【平成20年度結論】

### (イ) 家庭的保育（保育ママ）の拡充に向けた取組

#### a 家庭的保育者の要件の緩和

家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正案が第170回臨時国会に再提出され、成立したところであり、今後省令で定められる家庭的保育者の要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図るべきである。具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、基礎的な研修の修了を条件に、意欲のある育児経験者を保育者と認めるなど柔軟な要件設定とすべきである。

また、現行の保育者要件では、保育に専念できる環境が必要であるとの理由から、「未就学児童を現に養育していないこと」とされているが、例えば、フランスでは実子も含めて3人まで保育することが法的に認められており、これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手の確保の双方に役立っていると考えられることから、未就学児童を養育している者も含めるべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

#### b 実施基準・ガイドラインの適切な策定

家庭的保育事業が法制化されたのち、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

#### c 対象児童の拡大

国の家庭的保育事業についても、小規模で弾力的な保育サービスの1つとして、「ア 抜本的な保育制度改革（ウ）「保育に欠ける」要件の見直し」の中で併せて検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討し、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

#### d 「家庭的保育支援者」の見直し

家庭的保育事業における家庭的保育支援者については、その配置状況や制度として十分機能しているかどうかの検証を踏まえ、必要に応じて見直すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

(ウ) 民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化

今後、家庭的保育事業を法律に位置づけるに当たり、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の保育ママサービスに係る認可外保育施設指導監督基準に代わり、新たに基準を設けることが適切か否かについても併せて検討すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

(エ) 認可外保育施設の質の維持・向上

認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

(3) 雇用・就労分野

② 保育士資格制度

ア 保育士養成施設等における科目等の見直し

保育士養成施設及び保育士試験の科目については、今の保育の現場にふさわしい保育士の質を担保できるよう、保育現場で実践的に活用できる内容の充実を図るとともに、必要な整理を行うべきである。なお、これらの見直しによって、負担が軽減されることが望ましいが、少なくとも、全体としての負担が増えることがないように図るものとする。

さらに、保育士養成施設において、国家試験を義務付けるなど知識・技能の習得が確実になされる方策を検討すべきである。

【平成21年度結論】

イ 多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策の検討

例えば、保育士試験においては、高卒者及び中卒者は、2年あるいは5年の実務経験を受験要件としているが、実務経験を積む機会が限定的で、育児経験を有する者等多様な人材が、保育士資格を取得するには困難なことも多い。そのため、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)に記載された「保育士試験受験要件等の見直し」の内容にとどまらず、多様な人材が、保育の質を担保することを前提に、保育現場に入りやすくなるような方策について速やかに検討すべきである。

【平成21年度結論】

④ 病児・病後児保育サービスの拡充

ア 病児・病後児保育施設に対する補助金交付に関する職員配置基準の緩和

病児・病後児保育施設に対しては補助金の交付が行われているが、要求される配置職員が平成20年度から増員され、利用定員4人以上の施設では、看護師等1名以上と保育士2名以上となった。しかし、この職員配置基準は、保育所の職員配置基準(子ども3人(乳児)~30人(満4歳以上の幼児)に対し保育士1人。)や、病院の職員配置基準(診療報酬では、一般病棟入院について、看護職員1人に対し、入院患者7・10・13・15人で区分されている。)に比べても、過剰なもので、保育サービス提供者及び利用者に対する負担が大きい。そればかりか、看護師・保育士資格保有者の募集が難しい現状においては、サービス提供自体が抑制されるおそれすらある。

配置職員の増員を含めた平成20年度の病児・病後児保育事業の再編の効果について、サービスの質・量の両面から調査・分析を行い、職員配置基準の緩和を検討すべきである。

【平成21年度結論 平成22年度措置】

# 地方分権改革推進

## 第一次勧告と地方分権改革推進要綱の比較

### 第一次勧告 (H20. 5. 28)

#### 【幼保一元化・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る。

#### 【福祉施設の最低基準等】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

#### 【福祉施設の最低基準等】

- 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館及び認可外保育施設に関するものは、市に移譲する。

### 地方分権改革推進要綱 (H20. 6. 20) (地方分権改革推進本部決定)

#### 【幼保・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。

#### 【福祉施設の最低基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定し得るなど、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

#### 【基礎自治体への権限移譲の推進】

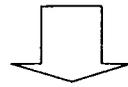
- 第1次勧告の第3章で委員会が示した「基礎自治体への権限移譲の方針」を踏まえ、第1次勧告の別紙1「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」に掲げた事務について、都道府県から市町村への権限移譲の検討及びこれに伴う国、都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に盛り込む。
- 都道府県条例による事務処理特例制度の活用を推進するため必要がある場合、関連する個別法令や補助金・負担金制度を見直し。

# 保育所保育指針の改定について

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書(平成19年12月21日)

## 改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど)
- 保護者の子育て環境の変化(不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など)



保育所に期待される  
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

## 改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

## 改定の内容

### ○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

### ○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

### ○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

### ○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

### ○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

## 改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)  
※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

### 【今後のスケジュール】

平成21年4月

保育所保育指針の施行

# 新保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

## 第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

## 第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

## 第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

## 第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

## 第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

## 第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

## 第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

# 保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

## 経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定（平成20年3月告示）に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。  
（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）

## 実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

## アクションプログラムの概要

- (1) 保育実践の改善・向上  
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- (2) 子どもの健康及び安全の確保  
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- (3) 保育士等の資質・専門性の向上  
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- (4) 保育を支える基盤の強化  
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

# アクションプログラムの策定と実施

## 国が取り組んでいる事項

- 保育所の自己評価ガイドラインの作成
- 保育所における保健・衛生等に関するガイドラインの作成
- 保育所・小学校の連携を進めるための事例集等の作成
- 保育所の研修体系の作成
- 保育士資格・養成の見直し・検討(カリキュラム内容・養成のあり方等)
- 施設長の役割・資格等の見直し・検討 等

## 地方公共団体での策定の推奨

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力  
(保育所児童保育要録の様式の作成に係る協議・保・幼・小連携等も含む)
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実・外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

# 保育所保育指針に関する指導監査について

保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働大臣告示)が平成21年4月1日から施行されることに伴い、適正かつ円滑な児童福祉行政指導監査の実施に資するよう、「児童福祉行政監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号局長通知)について改正を行う。

## 【基本的な考え方】

- ・保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に、子どもの発達に応じた適切な保育が行われているかどうか、また、そのための適切な運営が行われているかどうかについて、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、実施すること。
- ・取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重すること。
- ・「保育所保育指針解説書」については、法的拘束力を有するものではなく、指導監査の際に、同解説書に基づく指導等を行うことのないよう留意すること。

## 児童福祉行政監査の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知)【保育所関係部分一部抜粋】

### 【現行】

#### (2) 児童福祉施設事項

##### 第1. 適切な入所者処遇の確保

##### 1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。

(4) 保護者との連絡(登所、降所等)が適切に実施されているか。

以下 (略)

### 【改正案】

#### (2) 児童福祉施設事項

##### 第1. 適切な入所者処遇の確保

##### 1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。

ア 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。

イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、保育要録の小学校への送付が行われているか。

ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。

以下 (略)

## 一時預かり事業の実施類型について(H21年度～)

	一時預かり事業(保育所型)	一時預かり事業(地域密着型)	一時預かり事業(地域密着型)に類するもの
根拠	法第6条の2第7項(第2種社会福祉事業)		予算措置(予算上の事業)
実施主体	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者	地域密着型に同じ
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 (法第6条の2第7項)		法第6条の2第7項を準用
実施場所	保育所	その他の場所(地域子育て支援センター等)	地域密着型に同じ
設備基準	最低基準第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。(規則第36条の7第1項)		規則第36条の7第1項に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
人員基準	最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。(規則第36条の7第2項)		最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。
保育内容	最低基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の7第3項)		規則第36条の7第3項を準用
利用者負担	利用料の額については、当該事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、当該事業の対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定めること。 (規則第36条の7第5項)		規則第36条の7第5項を準用
国庫補助基準額	資料16 交付要綱(案)のとおり		資料16 交付要綱案のとおり
その他	都道府県知事への届出(法第34条の11第1項)		認可外保育施設の届出(法第59条の2)

## 一時預かり事業Q & A

問1 施行規則第1条の5について、「特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。」と規定されているが、具体的にどのような場合を想定しているのか。

(答) 特定の乳幼児のみを対象とする一時預かりとは、近所の預かり合い、イベント入場者のみを対象とするようなイベント会場に設置される託児所、幼稚園が行う園児のみを対象とした預かり保育、従業員の子どものみを対象とした事業所内保育施設での預かり等を想定している。

問2 施行規則第36条の5について、一時預かり事業の開始に伴う都道府県知事への届出は、これまで一時保育を実施していた保育所についても必要とされるのか。また、届出は毎年度必要とするのか。

(答) これまで一時保育を実施していた保育所についても、一時預かり事業として実施する場合には都道府県知事への届出を行うことが必要となる。

なお、届出は事業開始時に必要とするものであり、毎年度の届出は必要なく、届出内容に変更が生じた際に改めて変更の届出すれば足りる。

問3 施行規則第36条の5について、児童福祉法上の事前の届出とともに、社会福祉法上の社会福祉事業を実施するための事後の届出も必要か。

(答) 社会福祉法第74条の定めにより、社会福祉法上の届出は不要である。

問4 施行規則第36条の5について、一時預かり事業の開始に伴う都道府県知事への届出を怠った場合、罰則はあるのか。

(答) 法令上、特段の罰則は設けてはいないが、国庫補助要件を満たさないこととなるため、一時預かり事業の国庫補助は受けることはできない。

また、問3にあるように社会福祉法に基づく社会福祉事業としても位置づけられないため、消費税に係る非課税措置の適用を受けることができないなどの不利益が生じることが考えられる。

問5 施行規則第36条の7第2項について、一時預かり専任の保育士の配置が必要とされるのか。

(答) 配置される保育士については専任・兼任の別は問わないが、現に対象児童を預かっている間においては、規則に定める人員配置基準を満たすことが要件となる。

問6 施行規則第36条の7第2項について、預かる乳幼児の数が少人数(例えば1名)であっても保育士の数は2名を下ることはできないのか。

(答) お見込みのとおり。

なお、予算事業ではあるが、保育士を1名以上配置するとともに、一定の研修を受講した担当者を配置する類型(地域密着Ⅱ型)を別途設けることとしている。

(詳細については資料15「実施要綱案」を参照されたい。)

問7 一時預かり事業に係る国庫補助はどのように行われるのか。

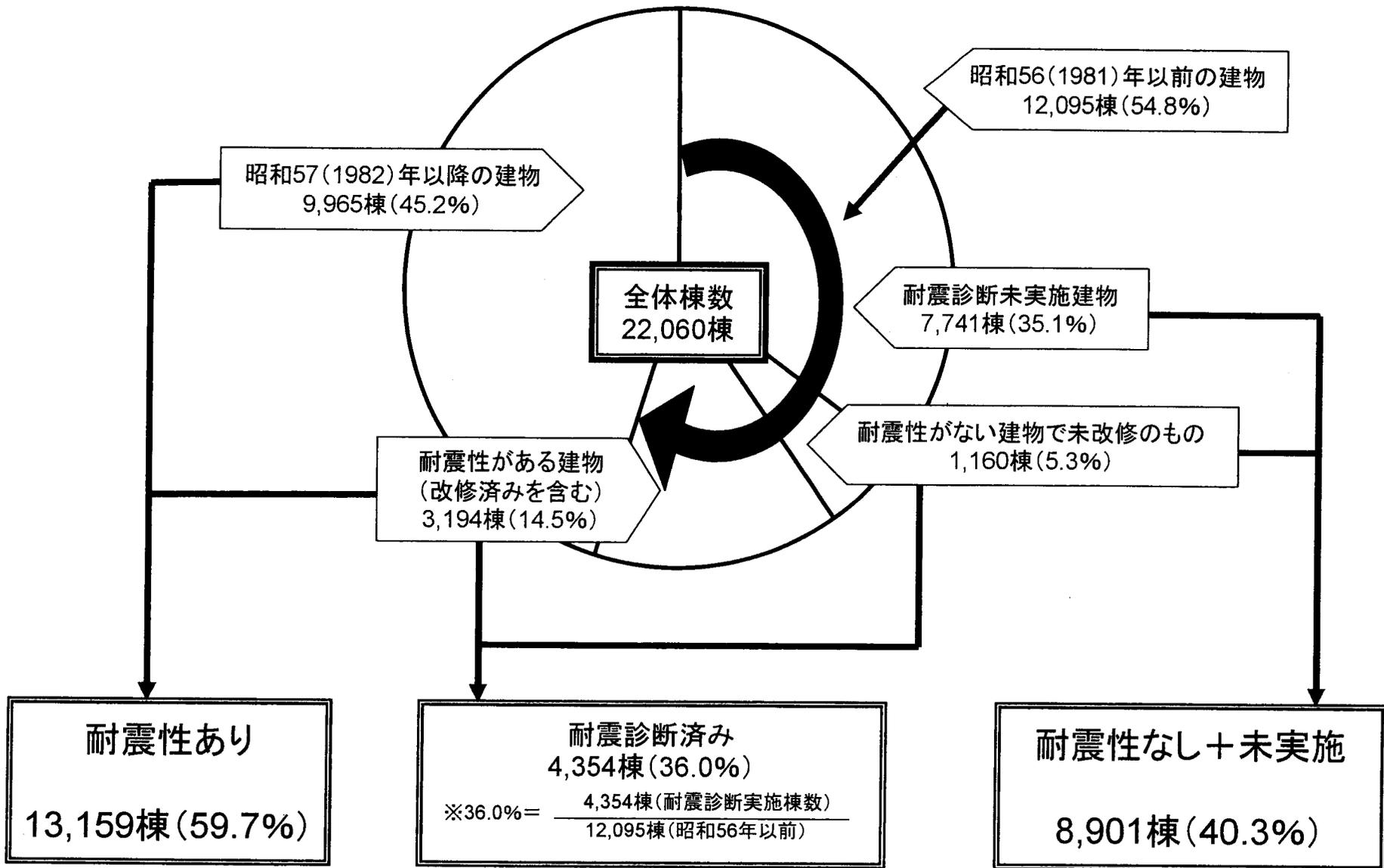
また、国庫補助の対象となる施設は、施行規則第36条の5に基づく届出を行った施設と解して良いか。

(答) 従前の一時保育と同様に「保育対策等促進事業費補助金」により国庫補助を行うこととする。

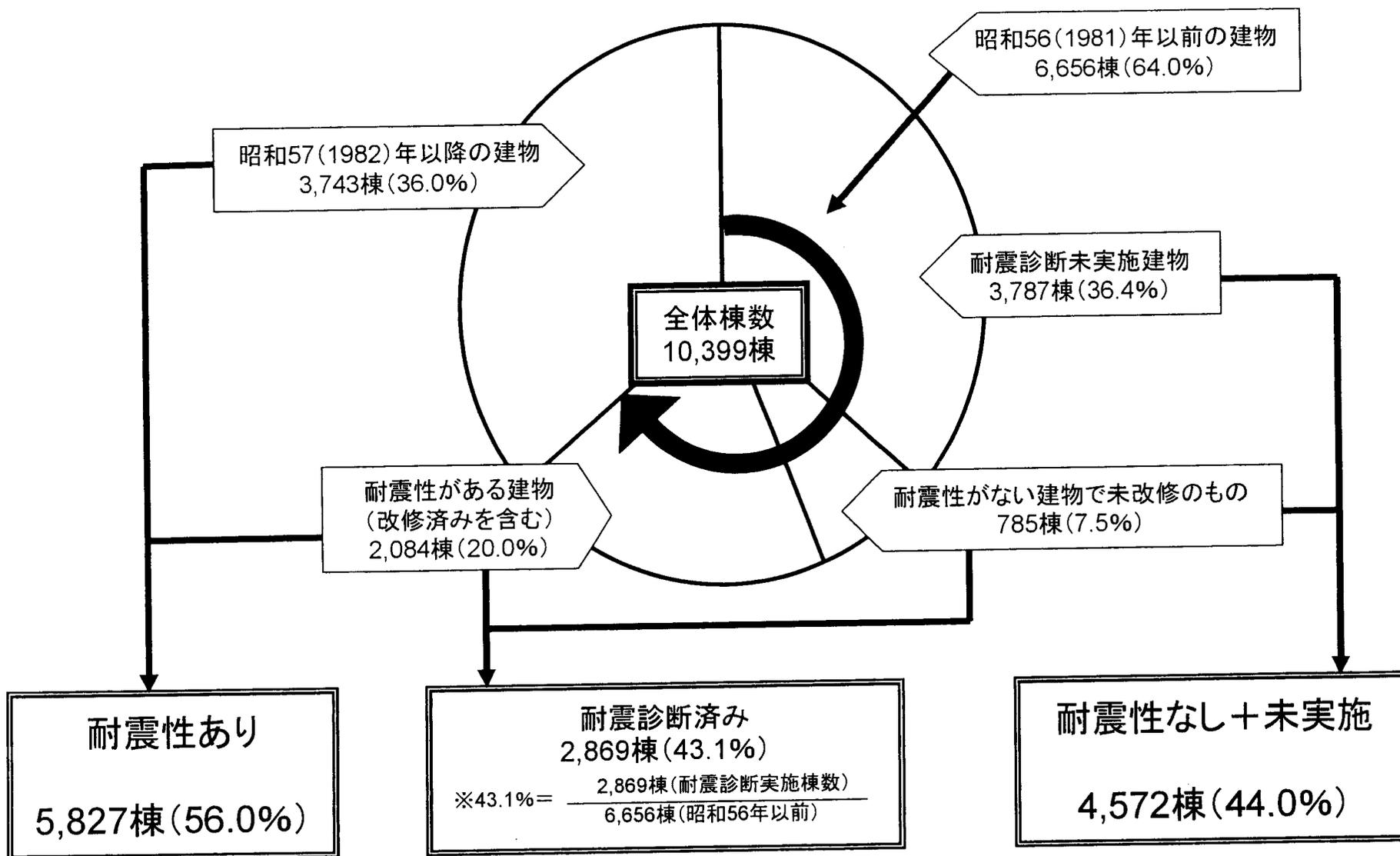
後段については、お見込みのとおり。

(詳細については別冊(交付要綱、実施要綱等)資料29「保育対策等促進事業費補助金実施要綱案」を参照されたい。)

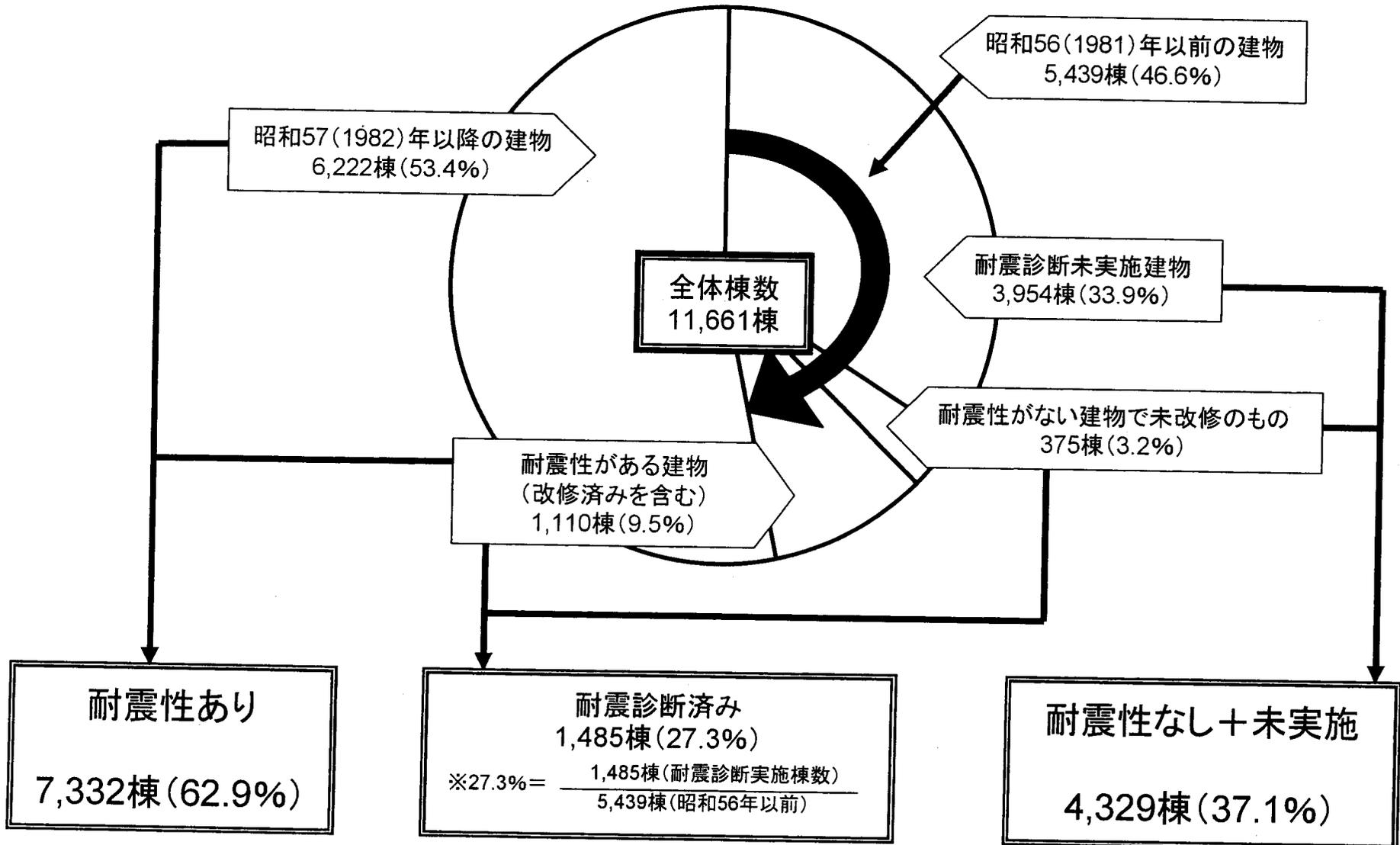
平成20(2008)年 保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況



平成20(2008)年 公立保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況

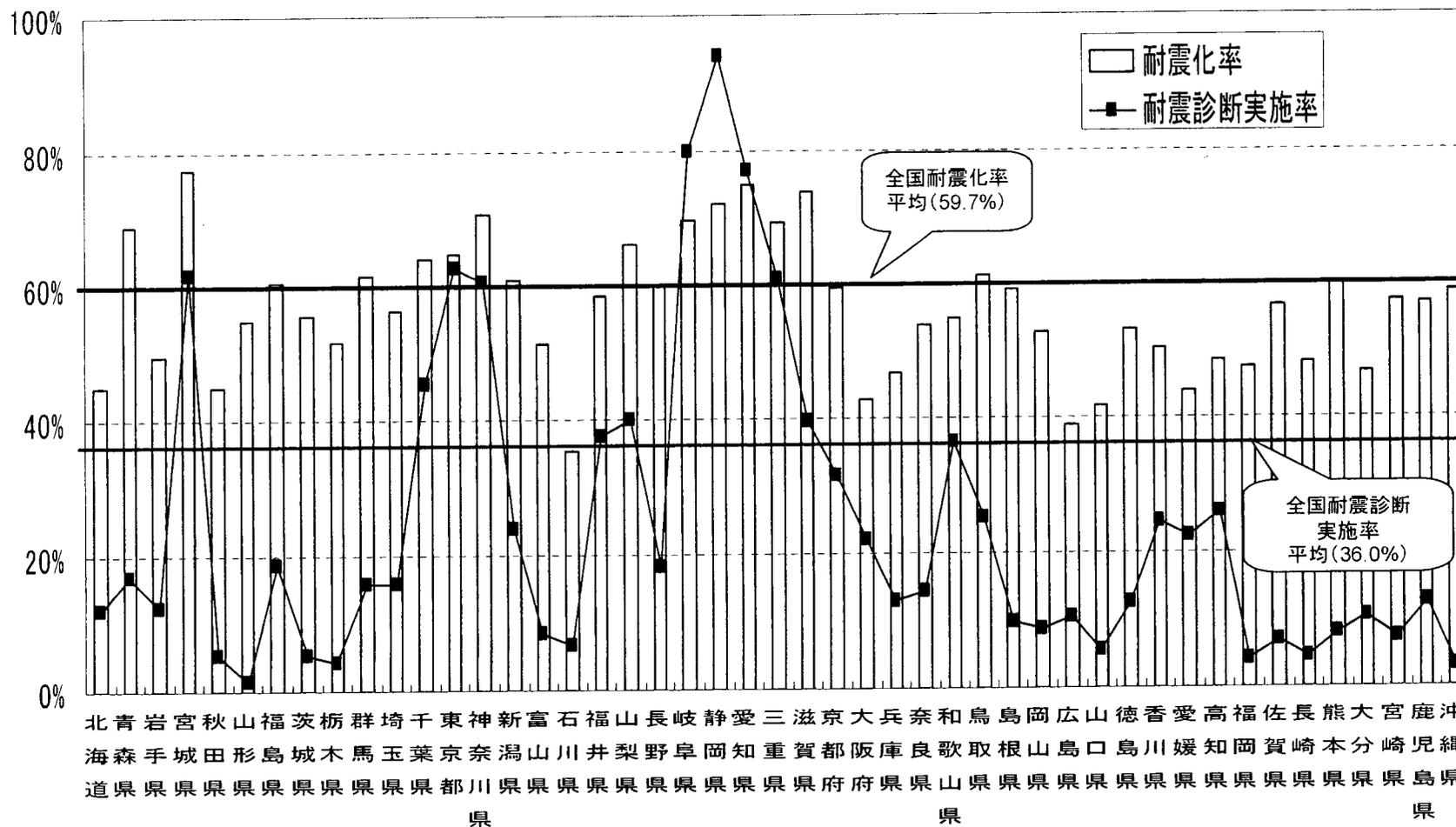


平成20(2008)年 私立保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況



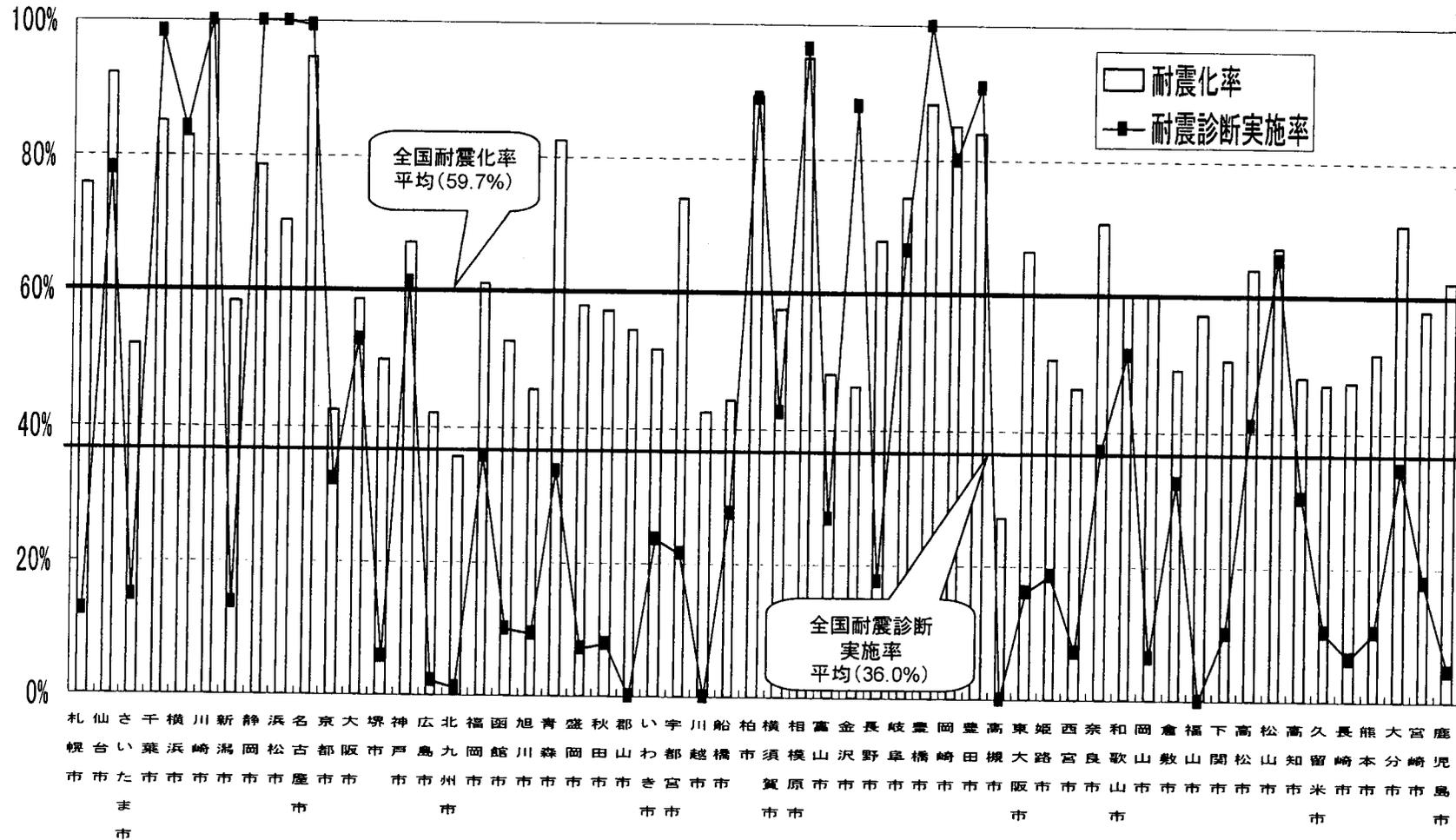
# 保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成20年4月1日



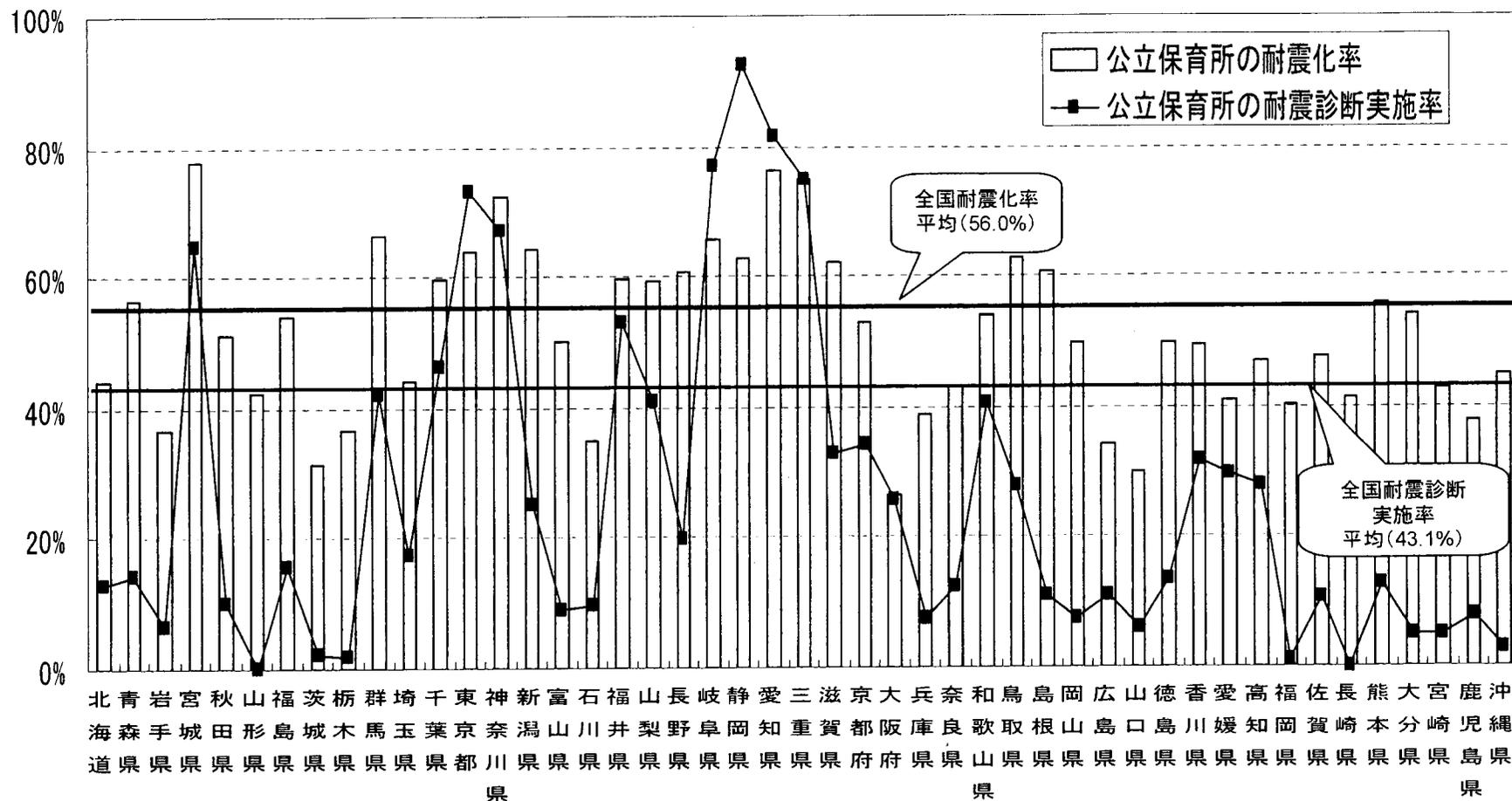
# 保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成20年4月1日



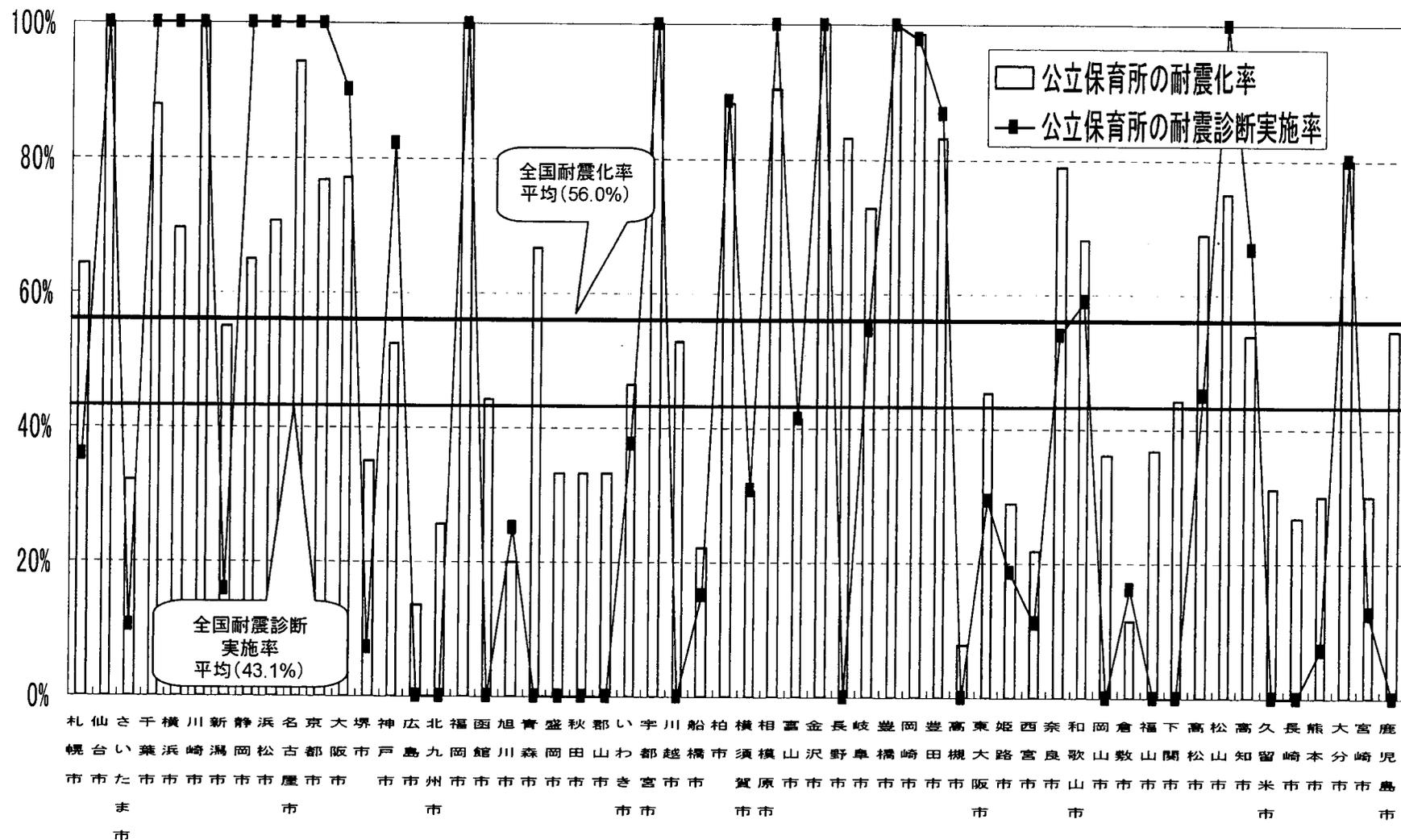
# 公立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成20年4月1日



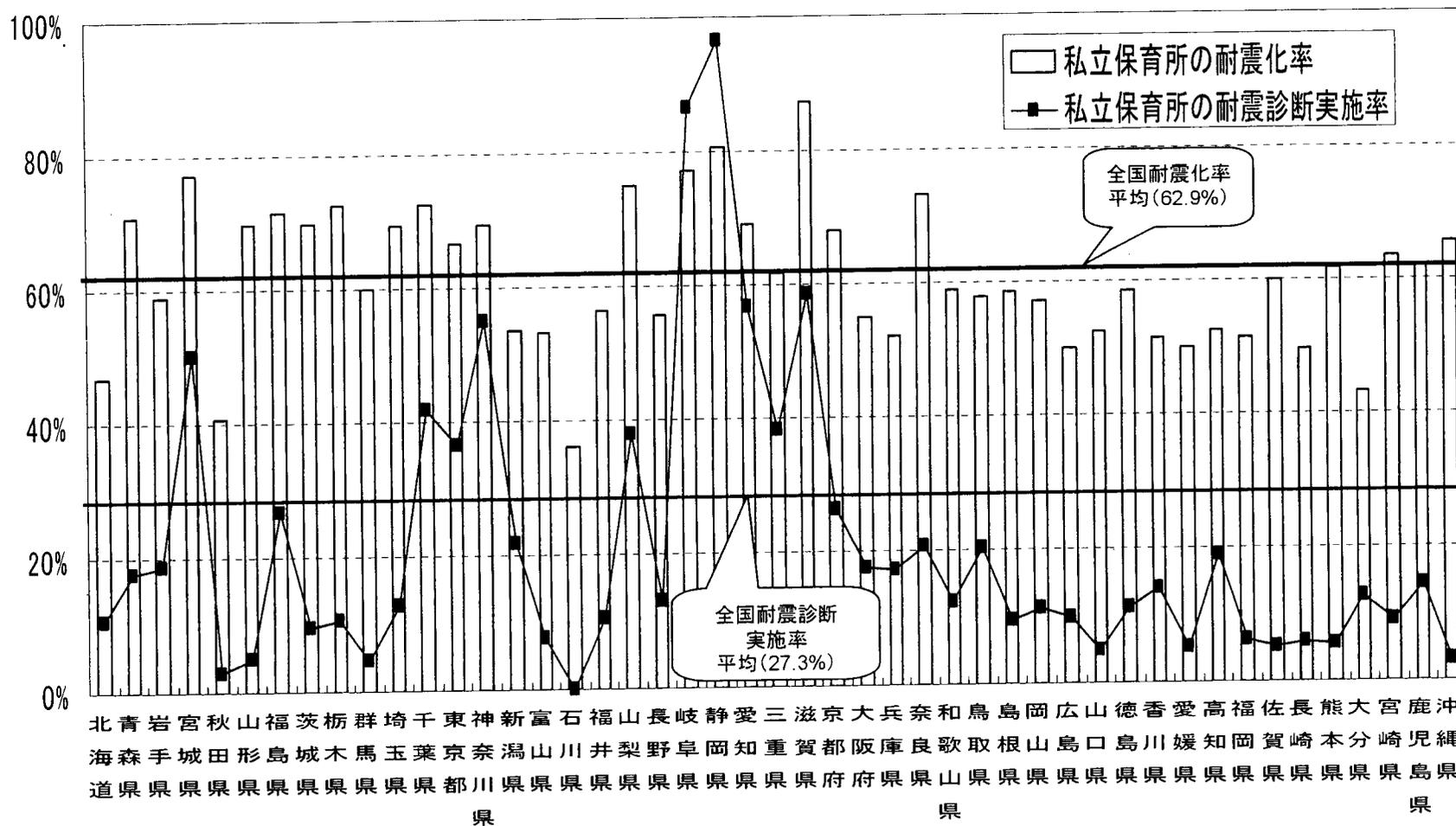
# 公立保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成20年4月1日



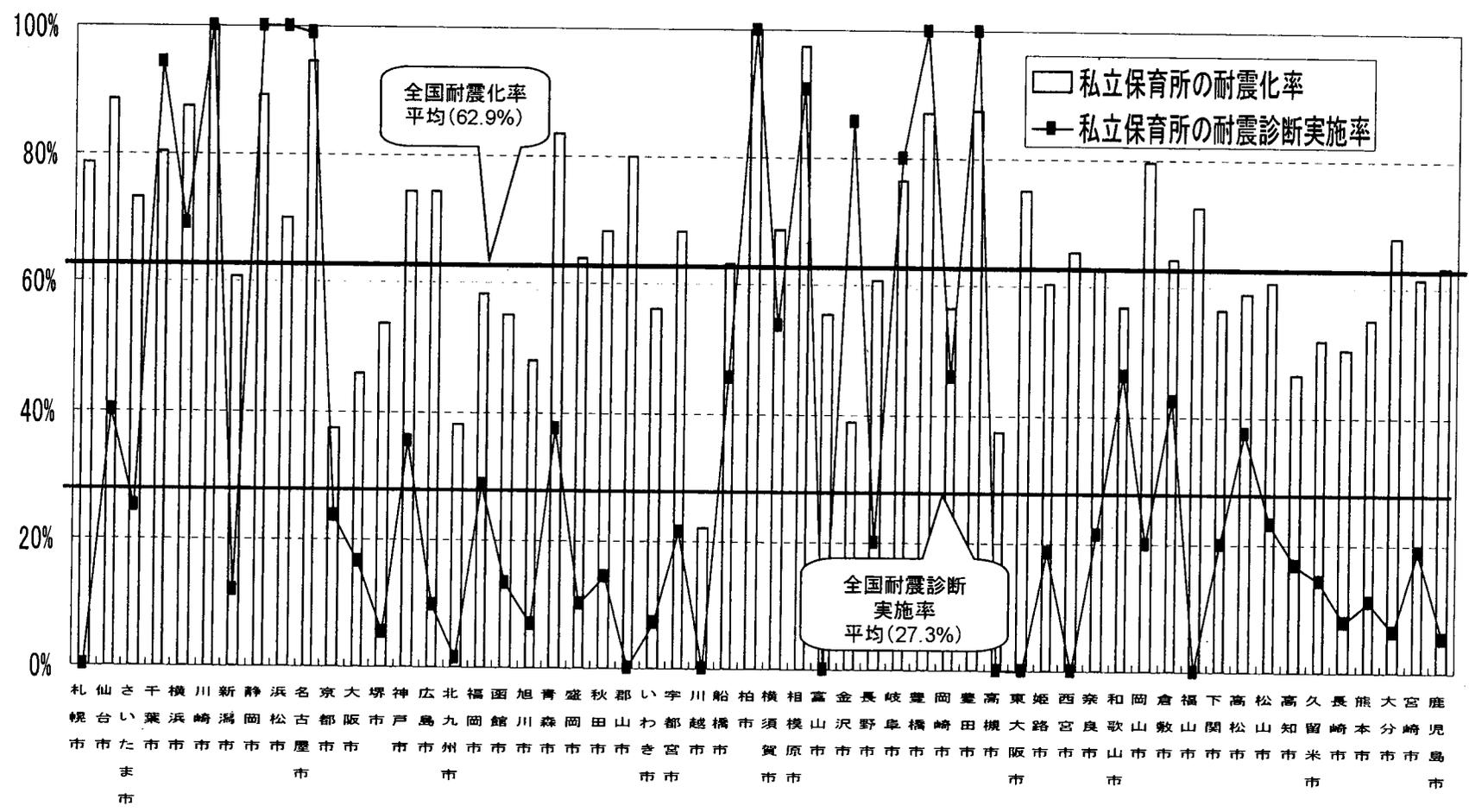
# 私立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成20年4月1日



# 私立保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成20年4月1日



## ①都道府県

都道府県名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数(20.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 北海道	73	19.9%	108	61.7%	181	33.4%	367	175	542
2 青森県	21	31.8%	259	79.2%	280	71.2%	66	327	393
3 岩手県	87	53.0%	150	82.4%	237	68.5%	164	182	346
4 宮城県	90	54.2%	42	84.0%	132	61.1%	166	50	216
5 秋田県	66	61.7%	80	88.9%	146	74.1%	107	90	197
6 山形県	66	51.6%	76	69.1%	142	59.7%	128	110	238
7 福島県	71	49.7%	68	100.0%	139	65.9%	143	68	211
8 茨城県	108	54.0%	244	93.5%	352	76.4%	200	261	461
9 栃木県	82	46.3%	97	98.0%	179	64.9%	177	99	276
10 群馬県	35	26.9%	217	76.4%	252	60.9%	130	284	414
11 埼玉県	222	57.8%	297	88.7%	519	72.2%	384	335	719
12 千葉県	243	65.3%	147	80.3%	390	70.3%	372	183	555
13 東京都	697	69.7%	591	87.2%	1,288	76.8%	1,000	678	1,678
14 神奈川県	95	82.6%	150	89.3%	245	86.6%	115	168	283
15 新潟県	168	44.6%	88	69.3%	256	50.8%	377	127	504
16 富山県	61	37.2%	65	100.0%	126	55.0%	164	65	229
17 石川県	145	72.1%	65	89.0%	210	76.6%	201	73	274
18 福井県	71	44.1%	103	90.4%	174	63.3%	161	114	275
19 山梨県	57	41.3%	72	72.7%	129	54.4%	138	99	237
20 長野県	157	34.4%	62	92.5%	219	41.8%	457	67	524
21 岐阜県	99	36.7%	97	81.5%	196	50.4%	270	119	389
22 静岡県	64	37.6%	131	85.1%	195	60.2%	170	154	324
23 愛知県	221	37.0%	78	56.9%	299	40.7%	597	137	734
24 三重県	60	21.6%	98	61.6%	158	36.2%	278	159	437
25 滋賀県	62	48.1%	107	94.7%	169	69.8%	129	113	242
26 京都府	51	33.3%	73	89.0%	124	52.8%	153	82	235
27 大阪府	233	87.3%	343	97.4%	576	93.1%	267	352	619
28 兵庫県	139	49.3%	278	87.1%	417	69.4%	282	319	601
29 奈良県	65	65.7%	52	100.0%	117	77.5%	99	52	151
30 和歌山県	48	36.4%	25	69.4%	73	43.5%	132	36	168
31 鳥取県	73	52.5%	53	91.4%	126	64.0%	139	58	197
32 島根県	41	42.7%	137	79.2%	178	66.2%	96	173	269
33 岡山県	64	49.2%	64	94.1%	128	64.6%	130	68	198
34 広島県	69	28.2%	70	73.7%	139	40.9%	245	95	340
35 山口県	39	33.9%	117	83.0%	156	60.9%	115	141	256
36 徳島県	45	30.6%	68	93.2%	113	51.4%	147	73	220
37 香川県	24	28.2%	39	79.6%	63	47.0%	85	49	134
38 愛媛県	32	15.5%	41	62.1%	73	26.7%	207	66	273
39 高知県	6	4.0%	29	69.0%	35	18.3%	149	42	191
40 福岡県	89	47.1%	286	79.2%	375	68.2%	189	361	550
41 佐賀県	48	75.0%	143	93.5%	191	88.0%	64	153	217
42 長崎県	24	33.3%	236	87.7%	260	76.2%	72	269	341
43 熊本県	85	49.1%	272	96.5%	357	78.5%	173	282	455
44 大分県	23	29.1%	87	62.1%	110	50.2%	79	140	219
45 宮崎県	18	19.1%	156	79.2%	174	59.8%	94	197	291
46 鹿児島県	20	21.7%	181	67.5%	201	55.8%	92	268	360
47 沖縄県	64	48.5%	213	92.2%	277	76.3%	132	231	363
小計	4,421	46.0%	6,455	83.4%	10,876	62.7%	9,602	7,744	17,346

※1 実施率＝延長保育実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 保育所総数:平成20年3月現在の保育所数

[公立11,594か所 民間11,282か所 合計22,876か所]

※3 公立:設置主体が自治体立のもの 民間:上記以外のもの

※4 民間保育所か所数はソフト交付金19年度交付決定ベース

②政令指定都市・中核市

市名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数20.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 札幌市	15	53.6%	136	85.5%	151	80.7%	28	159	187
2 仙台市	49	100.0%	68	100.0%	117	100.0%	49	68	117
3 さいたま市	62	100.0%	52	98.1%	114	99.1%	62	53	115
4 千葉市	58	96.7%	32	100.0%	90	97.8%	60	32	92
5 横浜市	56	50.9%	253	92.7%	309	80.7%	110	273	383
6 川崎市	89	100.0%	34	100.0%	123	100.0%	89	34	123
7 新潟市	43	45.3%	95	93.1%	138	70.1%	95	102	197
8 静岡市	19	40.4%	38	70.4%	57	56.4%	47	54	101
9 浜松市	21	87.5%	59	98.3%	80	95.2%	24	60	84
10 名古屋市	49	39.8%	95	60.1%	144	51.2%	123	158	281
11 京都市	16	47.1%	142	64.3%	158	62.0%	34	221	255
12 大阪市	50	37.9%	162	74.3%	212	60.6%	132	218	350
13 堺市	24	96.0%	72	100.0%	96	99.0%	25	72	97
14 神戸市	76	100.0%	105	96.3%	181	97.8%	76	109	185
15 広島市	36	40.4%	68	98.6%	104	65.8%	89	69	158
16 北九州市	9	28.1%	115	92.7%	124	79.5%	32	124	156
17 福岡市	17	100.0%	141	92.8%	158	93.5%	17	152	169
18 旭川市	3	60.0%	17	35.4%	20	37.7%	5	48	53
19 函館市	1	7.1%	18	50.0%	19	38.0%	14	36	50
20 青森市	3	60.0%	78	95.1%	81	93.1%	5	82	87
21 秋田市	15	100.0%	29	96.7%	44	97.8%	15	30	45
22 郡山市	12	48.0%	13	100.0%	25	65.8%	25	13	38
23 いわき市	0	0.0%	20	100.0%	20	32.3%	42	20	62
24 宇都宮市	19	100.0%	51	98.1%	70	98.6%	19	52	71
25 川越市	20	100.0%	12	92.3%	32	97.0%	20	13	33
26 船橋市	9	33.3%	27	96.4%	36	65.5%	27	28	55
27 横須賀市	12	100.0%	27	96.4%	39	97.5%	12	28	40
28 相模原市	17	60.7%	37	100.0%	54	83.1%	28	37	65
29 富山市	32	57.1%	29	96.7%	61	70.9%	56	30	86
30 金沢市	13	100.0%	97	99.0%	110	99.1%	13	98	111
31 長野市	7	15.9%	42	97.7%	49	56.3%	44	43	87
32 岐阜市	2	6.3%	16	100.0%	18	37.5%	32	16	48
33 豊橋市	4	80.0%	25	50.0%	29	52.7%	5	50	55
34 岡崎市	13	37.1%	17	94.4%	30	56.6%	35	18	53
35 豊田市	17	37.0%	9	75.0%	26	44.8%	46	12	58
36 高槻市	13	100.0%	24	100.0%	37	100.0%	13	24	37
37 東大阪市	14	100.0%	43	97.7%	57	98.3%	14	44	58
38 姫路市	14	41.2%	49	94.2%	63	73.3%	34	52	86
39 奈良市	1	4.3%	15	75.0%	16	37.2%	23	20	43
40 和歌山市	2	7.7%	32	97.0%	34	57.6%	26	33	59
41 岡山市	24	44.4%	58	96.7%	82	71.9%	54	60	114
42 倉敷市	12	41.4%	56	96.6%	68	78.2%	29	58	87
43 福山市	70	100.0%	50	94.3%	120	99.2%	68	53	121
44 下関市	8	30.8%	25	75.8%	33	55.9%	26	33	59
45 高松市	23	54.8%	29	96.7%	52	72.2%	42	30	72
46 松山市	22	78.6%	33	100.0%	55	90.2%	28	33	61
47 高知市	6	21.4%	24	40.7%	30	34.5%	28	59	87
48 長崎市	0	0.0%	82	96.5%	82	82.0%	15	85	100
49 熊本市	19	95.0%	110	99.1%	129	98.5%	20	111	131
50 大分市	0	0.0%	39	78.0%	39	60.9%	14	50	64
51 宮崎市	2	16.7%	89	90.8%	91	82.7%	12	98	110
52 鹿児島市	11	100.0%	82	98.8%	93	98.9%	11	83	94
小計	1,129	57%	3,071	86.8%	4,200	75.9%	1,992	3,538	5,530
合計(①+②)	5,550	48%	9,526	84.4%	15,076	65.9%	11,594	11,282	22,876

※1 実施率＝延長保育実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 保育所総数：平成20年3月現在の保育所数

[公立11,594か所 民間11,282か所 合計22,876か所]

※3 公立：設置主体が自治体立のもの 民間：上記以外のもの

※4 民間保育所か所数はソフト交付金19年度交付決定ベース

延長保育実施か所数

	公立		民間		合計	
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率
H18年度	5,304	44.8%	9,127	83.5%	14,431	63.4%
H19年度	5,550	48.0%	9,526	84.4%	15,076	65.9%
対前年度増減	246	104.6%	399	104.4%	645	104.5%

※1 実施率＝延長保育実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 保育所総数:平成20年3月現在の保育所数

[公立11,594か所 民間11,282か所 合計22,876か所]

※3 公立:設置主体が自治体立のもの 民間:上記以外のもの

※4 民間保育所か所数はソフト交付金19年度交付決定ベース

都道府県

実施率上位10位(公立)

大阪府	87.3%
神奈川県	82.6%
佐賀県	75.0%
石川県	72.1%
東京都	69.7%
奈良県	65.7%
千葉県	65.3%
秋田県	61.7%
埼玉県	57.8%
宮城県	54.2%

実施率上位10位(民間)

福島県	100.0%
奈良県	100.0%
富山県	100.0%
栃木県	98.0%
大阪府	97.4%
熊本県	96.5%
滋賀県	94.7%
岡山県	94.1%
茨城県	93.5%
佐賀県	93.5%

実施率上位10位(合計)

大阪府	93.1%
佐賀県	88.0%
神奈川県	86.6%
熊本県	78.5%
奈良県	77.5%
東京都	76.8%
石川県	76.6%
茨城県	76.4%
沖縄県	76.3%
長崎県	76.2%

実施率下位10位(公立)

高知県	4.0%
愛媛県	15.5%
宮崎県	19.1%
北海道	19.9%
三重県	21.6%
鹿児島県	21.7%
群馬県	26.9%
広島県	28.2%
香川県	28.2%
大分県	29.1%

実施率下位10位(民間)

愛知県	56.9%
三重県	61.6%
北海道	61.7%
愛媛県	62.1%
大分県	62.1%
鹿児島県	67.5%
高知県	69.0%
山形県	69.1%
新潟県	69.3%
和歌山県	69.4%

実施率下位10位(合計)

高知県	18.3%
愛媛県	26.7%
北海道	33.4%
三重県	36.2%
愛知県	40.7%
広島県	40.9%
長野県	41.8%
和歌山県	43.5%
香川県	47.0%
大分県	50.2%

政令指定都市・中核市

実施率上位10位(公立)

仙台市	100.0%
さいたま市	100.0%
川崎市	100.0%
神戸市	100.0%
福岡市	100.0%
秋田市	100.0%
宇都宮市	100.0%
川崎市	100.0%
横須賀市	100.0%
金沢市	100.0%
高槻市	100.0%
東大阪市	100.0%
福山市	100.0%
鹿児島市	100.0%

実施率上位10位(民間)

仙台市	100.0%
川崎市	100.0%
高槻市	100.0%
千葉市	100.0%
堺市	100.0%
松山市	100.0%
相模原市	100.0%
郡山市	100.0%
岐阜市	100.0%
いわき市	100.0%

実施率上位10位(合計)

仙台市	100.0%
川崎市	100.0%
高槻市	100.0%
福山市	99.2%
さいたま市	99.1%
金沢市	99.1%
堺市	99.0%
鹿児島市	98.9%
宇都宮市	98.6%
熊本市	98.5%

実施率下位10位(公立)

いわき市	0.0%
長崎市	0.0%
大分市	0.0%
奈良市	4.3%
岐阜市	6.3%
函館市	7.1%
和歌山市	7.7%
長野市	15.9%
宮崎市	16.7%
高知県	21.4%

実施率下位10位(民間)

旭川市	35.4%
高知市	40.7%
函館市	50.0%
豊橋市	50.0%
名古屋市	60.1%
京都市	64.3%
静岡市	70.4%
大阪市	74.3%
奈良市	75.0%
豊田市	75.0%

実施率下位10位(合計)

いわき市	32.3%
高知市	34.5%
奈良市	37.2%
岐阜市	37.5%
旭川市	37.7%
函館市	38.0%
豊田市	44.8%
名古屋市	51.2%
豊橋市	52.7%
下関市	55.9%



## 母子保健課關係



## 1. 妊婦健康診査等について

### (1) 妊婦健康診査への公費負担の拡充について

妊婦健康診査については、このたび、第二次補正予算において、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診を必要な回数（14回程度）受けられるように、平成22年度までの間、地方財政措置されていない残りの9回分について、国庫補助、地方財政措置により2分の1ずつ支援することとしている（関連資料1（359頁））。

各都道府県におかれては、今年度内に基金にかかる条例等の制定を行い、本交付金によるものを含めた管下市町村における妊婦健康診査事業の公費負担が円滑に実施されるよう、迅速かつ適切な取組をお願いする。

また、里帰り先や助産所で受診した妊婦健康診査の費用についても、本交付金の交付の対象となることから、こうした場合においても公費助成が受けられるよう、引き続き、管下市町村への助言、指導等をお願いする。

### (2) 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について

妊婦健康診査の受診の勧奨及び早期の妊娠届出の励行については、従来より、適切かつ効果的な健康診査及び保健指導の推進をお願いしているところであるが、平成20年10月に厚生労働省において、既存の日本語版に加え、諸外国語版の啓発用デザインを作成し、ホームページに掲載したところである。各自治体におかれても、広報誌・ホームページへの掲載やリーフレットの作成、各種窓口での配布など、普及啓発にご活用いただくとともに、積極的な取組が図られるよう管下市町村への指導をお願いする。（関連資料2（361頁））

○リーフレット掲載ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

## 2. 妊産婦ケアセンター（仮称）について

近年、産前産後の妊産婦は、核家族化、経済的不安や子の病気等の社会心理的問題による様々なストレスの増大などにより、特に褥婦の10～20%は産後においてうつ病を発症するなど、母体の健康管理を行う上で、適切な支援を行うことが重要な課題となっている。

このため、平成21年度予算案において、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型（デイサービスを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター（仮称）」に対して運営費の一部を補助することとしている。（関連資料3（362頁））

本事業に実施に当たっては、利用者を10人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、利用者の居室、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、体操等を行う多目的室などの設備を設けるものとしている。詳細については、「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」に盛り込むこととしているので、各都道府県においては、本事業の実施について積極的な検討をお願いします。（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料32）

また、これらの事業を行うための施設整備については、新たに、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の対象とすることとしているので、併せて積極的な検討をお願いします。

## 3. 子どもの心の問題等への対応について

近年、ひきこもりなどの適応不全、小児うつ、摂食障害など様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）などへの関心が高まり、積極的な対応の強化が社会的要請となっている。しかしながら、子どもの心の診療を専門的に行う医師及び専門医療機関が絶対的に不足している状況である。また、関係機関への技術支援・情報提供等のネットワーク機能を有する拠点病院の整備も課題となっているところである。

こうしたことから、平成20年度より都道府県域における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、モデル事業として実施している。

本事業においては、

- (1) 子どもの心の診療支援（連携）事業
- (2) 子どもの心の診療関係者研修事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業

を実施することとし、都道府県に対して3年を限度に補助を行うこととしている。平成20年度は、9都道府県において実施されており、また、厚生労働省において当該事業等に対する助言・評価を目的とした有識者会議を開催しているところであり、年度内に第2回目の開催を予定している。

また、国立成育医療センターを中央拠点病院として、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行っており、平成20年度は都道府県拠点病院の担当者を集めた研修会を実施した。

各都道府県におかれては、本事業の実施について来年度も積極的な検討をお願いする。

#### 4. 小児慢性特定疾患治療研究事業について

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象療養に係る医療保険の高額療養費の取り扱いについて、これまで一律の自己負担限度額としていたものを、医療保険の所得区分や該当回数に応じた自己負担限度額とすることとする予定である。

本改正については、平成21年5月から実施予定であり、改正に係る詳細な事務手続きなどについては、今後、通知等により連絡することとしているので、その実施について特段の配慮をお願いする。

#### 5. 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題などについて、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標（値）を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、教育・医療・保健・福祉・労働・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成21年2月現在で85団体が参加している。

○「健やか親子21」公式ホームページ

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

### (1) 「健やか親子21」第2回中間評価の実施について

「健やか親子21」は平成21年で開始から9年目を迎える。「健やか親子21」は、母子保健分野において「健康日本21」の一翼を担うという位置づけと、次世代育成支援対策の一環としての位置づけを有しているが、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の見直し時期に併せて、平成21年度までに、「健やか親子21」の第2回目の中間評価を実施することとした。

「健やか親子21」において設定している指標等の直近値に関するデータ収集については、都道府県・市町村に対し、乳幼児健康診査における受診者へのアンケート調査の実施や、自治体における取組状況の提出等について、すでに協力を依頼しているところであるが、平成21年度当初から、調査票の配付等を開始する予定である。

第2回中間評価にご理解ご協力いただくとともに、引き続き、「健やか親子21」の一層の推進について、ご尽力をお願いしたい。

### (2) 健やか親子21全国大会

今年度の全国大会は、「小さな命 みんなでサポート はぐくもう 未来の日本の主役たち」をテーマに福岡県で開催された。来年度は、「育てよう親のちから！ こどもの未来!! ～私たちが今できる一歩を踏み出そう～（仮）」をテーマとして、平成21年11月10日（火）～12日（木）に、静岡県（静岡市民文化会館）において開催される予定である。

### (3) マタニティマークについて

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促すため、平成18年3月に「マタニティマーク」を発表した。

平成19年度から、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行ったり、マタニティマークの趣旨を普及啓発したりできるよう、地方財政上の措置を行っている。

平成20年8月に各都道府県・政令市・特別区を通じ調査したところ、取組を始めた市区町村が平成19年度よりも増加していた。

しかしながら、未だ国民への周知が十分でないとの指摘もされている。国においても啓発に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村においても、更なるマタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進を

願います。(関連資料4 (363頁))

○ マタニティマークのホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

## 6. 周産期医療関係事務の移管について

救急医療、周産期医療、小児医療、災害医療及びへき地医療の確保に係る業務を一体的かつ効率的に進めるため、平成21年1月1日付けで、雇用均等・児童家庭局母子保健課が所掌していた周産期医療関係事務を医政局指導課救急・周産期医療等対策室に移管したので、ご了知願いたい。



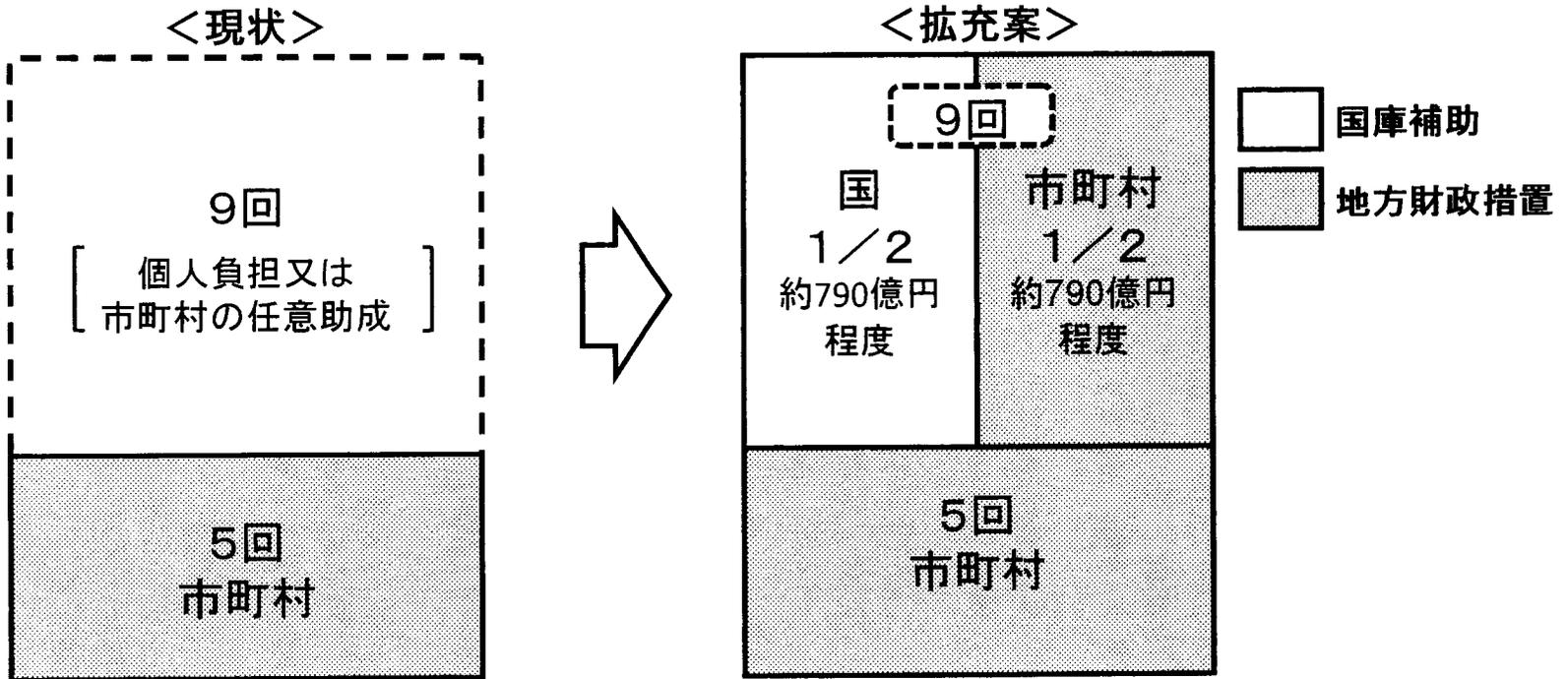
(母子保健課 関連資料)



# 妊婦健診の公費負担の拡充について

**内容**

- 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
- 都道府県は、平成20年度中に妊婦健康診査支援基金(仮称)を造成する。(条例の制定等)



## 妊婦健康診査臨時特例交付金の概要

### 1 目的

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

### 2 交付金の規模

平成20年度二次補正予算額 790億円

### 3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

### 4 交付金事業の実施

交付金は、平成20年度中に都道府県に基金を造成することとし、この基金を活用して、平成22年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成22年度末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

※ 基金を造成する場合は、各都道府県において年度内に基金にかかる条例等の制定を行う。

### 5 交付対象事業

母子保健法第13条に基づき、市町村が委託する病院・診療所又は助産所において実施する妊婦の健康診査について、交付の対象とする。

### 6 交付額

別に定める算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から妊婦健診に係る実施計画を審査の上、その費用に対して交付する。

### 7 補助率

国1/2、市町村1/2

※ 市町村には、地方交付税が措置される予定

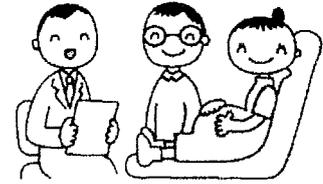
# Para uma gravidez e um parto saudável

すこやかな妊娠と出産のために

ポルトガル語版



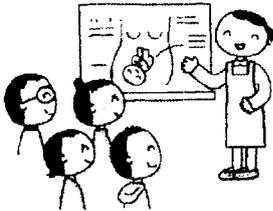
- Se for confirmada a gravidez, dirija-se o quanto antes ao departamento responsável da prefeitura onde reside para notificar a gravidez. 妊娠に気づいたら、お住まいの市町村の窓口にてできるだけ早く妊娠の届出を行ってください。



- No departamento responsável da prefeitura, será possível receber a Caderneta de Saúde da Mãe e da Criança (boshi kenkou techou), assim como os cupons que darão direito a submeter-se aos exames de pré-natal, orientação por parteiras e assistentes de saúde pública, apresentação de cursos para as gestantes e para os pais (casal) e várias outras informações. 窓口では、母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費の補助で受けられる受診券や、保健師等による相談、母親学級・両親学級の紹介、各種の情報提供などを受けることができます。



- Durante a gravidez, é necessário um cuidado ainda maior com a saúde. 妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。
- Submeta-se aos exames de pré-natal de rotina nas instituições de saúde pelo menos 1 vez por mês (mais de 2 vezes após as 24 semanas de gestação e 1 vez por semana após as 36 semanas de gestação). 少なくとも毎月1回(妊娠24週以降には2回以上、さらに妊娠36週以降は毎週1回)、医療機関などで健康診査を受けましょう。



## Os principais sintomas a serem observados.

気をつけたい症状

Caso apresente os seguintes sintomas, entre em contato com o médico o mais breve possível!  
次のような症状が出たら早く医師に相談を!

- |   |  |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> Inchaço<br>むくみ                            | <input checked="" type="checkbox"/> Forte constipação (prisão de ventre)<br>がんこな便秘                             |
| <input checked="" type="checkbox"/> Hemorragia genital<br>性器出血                | <input checked="" type="checkbox"/> Corrimentos vaginais anormais<br>普段と違うおりもの                                 |
| <input checked="" type="checkbox"/> Dores abdominais<br>腹痛                    | <input checked="" type="checkbox"/> Forte dor de cabeça<br>強い頭痛  |
| <input checked="" type="checkbox"/> Febre<br>発熱                               | <input checked="" type="checkbox"/> Forte enfraquecimento devido ao enjôo de gravidez<br>つわりで衰弱がひどい            |
| <input checked="" type="checkbox"/> Diarréia<br>下痢                            | <input checked="" type="checkbox"/> Irritação<br>イライラ  |
| <input checked="" type="checkbox"/> Tontura<br>めまい                            | <input checked="" type="checkbox"/> Palpitações (batimentos cardíacos) aceleradas<br>動悸が激しい                    |
| <input checked="" type="checkbox"/> Ânsia de vômito • vômito<br>はきけ・嘔吐        | <input checked="" type="checkbox"/> Não sente os movimentos do feto que até então sentia<br>今まであった胎動を感じなくなったとき |
| <input checked="" type="checkbox"/> Profunda sensação de insegurança<br>強い不安感 |  |

- São exames que têm como objetivo avaliar o estado de saúde da gestante e o estado de desenvolvimento do bebê que está dentro da barriga, através da medição do corpo, exame de sangue • medição da pressão arterial • exame de urina, etc.

妊婦さんの健康ぐあいや、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。

- Especialmente, as doenças como anemia, hipertensão arterial induzida pela gravidez e diabetes melitus gestacional podem afetar tanto o desenvolvimento do bebê que está dentro da barriga quanto prejudicar o estado de saúde da mãe.

特に、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。

- Submetendo-se aos exames de pré-natal, possibilitará o diagnóstico e o tratamento precoce das doenças. 妊婦健診を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。

## Marca da maternidade

マタニティマーク



O Ministério da Saúde, Trabalho e Bem Estar Social através da marca da maternidade está promovendo oferecer "um ambiente seguro e tranquilo para as gestantes".

厚生労働省では、マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進しています。

Ministério da Saúde, Trabalho e Bem Estar Social

厚生労働省

Saúde dos pais e dos filhos 21  
親と子ども

# 妊産婦ケアセンター(仮称)のイメージ

## 施設の規模

居室(定員10人程度)、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、ランドリー室、体操等を行う多目的室 など

## 職員の配置

医師、助産師、保健師、看護師、臨床心理士、事務職員 など

## 妊産婦ケアセンター(仮称)の事業内容

一週間程度ケアセンターに宿泊し、助産師及び保健師又は臨床心理士等による妊産婦ケアを実施

①産前産後体操指導、②母体ケア、③乳児ケア、④乳房ケア、⑤各種育児、授乳、沐浴等について相談・指導

※日帰りのデイサービスも実施

### ①産前産後体操指導

### ②母体ケア

- ・母体の健康状態管理
- ・子宮の収縮等チェック

### ③乳児ケア

- ・乳児の健康状態管理
- ・体重、排便等チェック

### ④乳房ケア

- ・乳房マッサージ
- ・乳汁の分泌量の調整
- ・乳腺炎予防
- ・乳頭亀裂ケア

### ⑤各種相談・指導

- ・育児相談
- ・授乳指導
- ・沐浴指導

## マタニティマークについて

### 1. 趣旨

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、平成18年3月に発表した。

#### ○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

### 2. マタニティマークの利用方法等について

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



### 3. マークの普及に向けた取り組み

厚生労働省のホームページ、政府広報、ポスター等様々な機会をとおして多くの人に広く周知するとともに、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本取り組みへの協力を依頼している。

# マタニティマークに関する取組の状況調査結果

平成20年8月末現在

## 1 マタニティマークに関する広報物やグッズの作成・購入状況

ポスターやリーフレットを用いた「マタニティマークをとおした妊産婦にやさしい環境づくり」に関する広報や、妊産婦個人が使用するマタニティマーク入りグッズの作成・購入に関する市区町村事業の実施状況

	平成19年度(実績)		平成20年度(予定含む)	
	実施している市区町村数	作成・購入数	実施している市区町村数	作成・購入数
啓発用ポスター	111	22,453	70	5,314
啓発用リーフレット	58	175,258	57	151,296
啓発用シール・ステッカー・マグネット	49	23,918	50	19,337
啓発に関するその他の取組	560		634	
妊産婦が服や持ち物につけるマーク入りグッズ(キーホルダー・ストラップ・バッジ等)	467	538,021	586	670,627
妊産婦が使用するマーク入りシール・ステッカー・マグネット	162	205,157	237	254,411
妊産婦個人用グッズその他の取組	77		111	
(再掲)妊産婦個人用グッズを作成・購入している市区町村の実数	581		746	

(参考)保健センター、中学校、高校等用として、平成20年1月に厚生労働省が自治体へ配付したポスター49,340枚、リーフレット2,866,300枚。交通事業者、百貨店などへも配付し、合計、ポスター61,000枚、リーフレット3,038,000枚を作成。

## 2 マタニティマーク入りグッズの配付状況

平成20年度の市区町村の事業として、妊産婦個人用グッズを作成・購入している場合におけるグッズの配付方法別の市区町村数

	母子健康手帳交付と同時配付	母親・両親学級で配付	その他の方法	合計
原則として全員	664	0	3	667
希望者のみ	65	1	1	67
その他	10	1	1	12
合計	739	2	5	746

## 3 市区町村におけるその他の取組例

- 役所の駐車場にマタニティマークを表示し、妊産婦が優先駐車できるスペースの設置
- 市営バス、市営鉄道における妊産婦への優先的な席確保に関する啓発
- 学生を対象とした思春期講座等でマタニティマークの趣旨を説明
- 広報誌、役所ホームページ、ケーブルテレビ、自治会回覧、市民向け健康カレンダー等を用いた普及啓発
- 団体等から寄付されたマタニティマーク入りグッズの配付

## 4 都道府県における取組例

- 一括してマタニティマーク入りグッズを購入し、市町村が活用できるように希望する市町村へ配付
- ポスターを作成し、スーパー、医療機関、銀行、交通機関等に掲示を依頼
- コンビニエンスストアの駐車場にマタニティマークの表示を推奨
- 企業とのタイアップで、商品パッケージにマタニティマークの趣旨を印刷し普及啓発

[厚生労働省雇用均等・児童家庭母子保健課調べ]

5 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に関する取組状況別の市区町村数

平成20年度において、「1\_作成・購入して配付中」41.2%、「2\_平成21年度は作成・購入を検討中」6.5%、「3\_以前に作成・購入した在庫を配付中」3.0%、「4\_団体等からゆずりうけたグッズを活用」21.2%であり、合計すると、妊産婦個人用グッズを何らかの方法で配付している又は今後作成・購入を検討している市区町村は71.9%(1,301か所)になる。

都道府県名	回答市区町村数	平成19年度	平成20年度 (最も当てはまるものを1つ回答。ただし、1を優先して回答。 2~8の複数に当てはまる場合は2を優先、重複回答なし)							
		作成・購入して配付	「1_作成・購入して配付中」ではない理由や今後の予定							
			1_作成・購入して配付中	2_平成21年度は作成・購入を検討中	3_以前に作成・購入した在庫を配付中	4_団体等からゆずりうけたグッズを活用	5_必要だが財政的に困難	6_活用が少なく要望もない	7_グッズなしでも妊産婦にやさしい環境である	8_その他
北海道	180	28	38	12	8	42	17	58	3	2
青森県	40	4	6	1	0	13	9	11	0	0
岩手県	35	9	11	3	1	10	6	2	0	2
宮城県	36	10	12	3	0	12	3	4	0	2
秋田県	25	2	4	1	1	6	2	10	1	0
山形県	35	6	9	1	1	14	6	3	0	1
福島県	59	12	18	9	2	12	5	10	1	2
茨城県	44	19	23	2	0	6	9	2	0	2
栃木県	31	11	19	4	2	0	3	1	0	2
群馬県	38	11	21	5	0	5	2	3	0	2
埼玉県	70	47	48	1	7	11	1	2	0	0
千葉県	56	25	27	3	2	7	11	4	0	2
東京都	62	35	43	2	0	4	1	6	1	5
神奈川県	33	21	24	1	2	4	0	1	0	1
新潟県	31	7	11	4	0	4	0	10	2	0
富山県	15	8	7	0	1	7	0	0	0	0
石川県	19	5	4	2	1	5	2	4	0	1
福井県	17	4	4	1	1	5	3	3	0	0
山梨県	28	9	14	1	0	5	0	4	2	2
長野県	81	16	28	10	0	28	5	7	1	2
岐阜県	42	16	22	4	0	10	2	3	0	1
静岡県	41	18	22	1	1	7	6	3	0	1
愛知県	61	40	44	3	0	7	4	3	0	0
三重県	29	10	17	1	1	5	2	2	1	0
滋賀県	26	9	15	2	0	9	0	0	0	0
京都府	26	9	14	2	0	4	2	2	0	2
大阪府	43	26	31	2	2	4	2	0	0	2
兵庫県	41	13	21	1	1	10	4	3	0	1
奈良県	39	12	15	0	0	13	4	6	0	1
和歌山県	30	3	9	1	0	8	2	9	0	1
鳥取県	19	4	8	4	0	3	0	2	0	2
島根県	21	7	6	1	3	4	2	4	1	0
岡山県	27	12	13	0	5	4	1	2	0	2
広島県	23	10	9	0	0	3	6	5	0	0
山口県	20	8	7	2	1	6	2	2	0	0
徳島県	24	3	6	0	1	8	5	4	0	0
香川県	17	8	12	2	0	1	2	0	0	0
愛媛県	20	7	8	2	1	4	2	3	0	0
高知県	34	5	6	3	2	7	7	7	0	2
福岡県	66	19	25	3	1	18	14	4	0	1
佐賀県	20	12	11	0	2	7	0	0	0	0
長崎県	23	3	8	1	0	4	8	1	1	0
熊本県	48	8	12	8	0	9	13	4	1	1
大分県	18	6	7	2	1	0	5	1	1	1
宮崎県	30	8	8	0	1	11	5	5	0	0
鹿児島県	46	14	14	4	1	12	6	7	1	1
沖縄県	41	2	5	2	2	5	12	11	2	2
合計	1,810	581	746	117	55	383	203	238	19	49
				1,301				509		
%	100.0%	32.1%	41.2%	6.5%	3.0%	21.2%	11.2%	13.1%	1.0%	2.7%
	-	-		71.9%				28.1%		
							100.0%			

(注)%については、端数処理の影響で合計すると100%になっていないものもある。

[厚生労働省雇用均等・児童家庭母子保健課調べ]

<参考> マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に取り組んでいる市区町村数の推移

平成19年8月末時点の調査結果と、今回の調査結果を比較すると、マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズを市区町村の事業として作成・購入し配付している市区町村数の推移は、平成18年度199か所(10.9%)、平成19年度581か所(32.1%)、平成20年度746か所(41.2%)となっている。

都道府県名	平成19年8月末時点調査		平成20年8月末時点調査		
	回答市区町村数	平成18年度作成・購入して配付	回答市区町村数	平成19年度作成・購入して配付	平成20年度作成・購入して配付中
北海道	180	11	180	28	38
青森県	40	1	40	4	6
岩手県	35	2	35	9	11
宮城県	36	6	36	10	12
秋田県	25	1	25	2	4
山形県	35	0	35	6	9
福島県	60	4	59	12	18
茨城県	44	4	44	19	23
栃木県	31	6	31	11	19
群馬県	38	6	38	11	21
埼玉県	70	32	70	47	48
千葉県	56	5	56	25	27
東京都	62	15	62	35	43
神奈川県	33	6	33	21	24
新潟県	35	1	31	7	11
富山県	15	2	15	8	7
石川県	19	1	19	5	4
福井県	17	2	17	4	4
山梨県	28	3	28	9	14
長野県	81	3	81	16	28
岐阜県	42	3	42	16	22
静岡県	42	2	41	18	22
愛知県	63	16	61	40	44
三重県	29	5	29	10	17
滋賀県	26	2	26	9	15
京都府	26	2	26	9	14
大阪府	43	9	43	26	31
兵庫県	41	3	41	13	21
奈良県	39	3	39	12	15
和歌山県	30	3	30	3	9
鳥取県	19	0	19	4	8
島根県	21	2	21	7	6
岡山県	27	6	27	12	13
広島県	23	1	23	10	9
山口県	22	1	20	8	7
徳島県	24	2	24	3	6
香川県	17	2	17	8	12
愛媛県	20	2	20	7	8
高知県	35	2	34	5	6
福岡県	66	6	66	19	25
佐賀県	23	2	20	12	11
長崎県	23	2	23	3	8
熊本県	48	2	48	8	12
大分県	18	2	18	6	7
宮崎県	30	2	30	8	8
鹿児島県	49	5	46	14	14
沖縄県	41	1	41	2	5
合計	1,827	199	1,810	581	746
%	100.0%	10.9%	100.0%	32.1%	41.2%

[厚生労働省雇用均等・児童家庭母子保健課調べ]

# 食育の推進

(母子保健・児童福祉分野)

## 取組の方向性

### 食育基本法(食育の推進に係る基本的施策)

○妊産婦・乳幼児に対する栄養指導の充実 ○保育所等における食育の推進

### 子ども・子育て応援プラン(食育の推進に関する目標)

○保健センター、保育所、学校等関係機関と連携して食育の取組を推進する市町村 100%

○給食や保育活動を通して食育の取組を推進する保育所 100%

### 「健やか親子21」における目標

○保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村 100%(現状 87.1%)

健やか生活習慣  
国民運動  
平成20年度～

子どもの頃からの健全な食習慣の形成が  
生活習慣病対策の観点からも重要

関係団体の推薦  
取組事例の提供等

## 現状の取組

### ○自治体における取組

自治体における取組の推進 (次世代育成支援対策交付金)  
妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施

### ○保育所における取組

保育所保育指針の改定(食育についても明記)  
保育所における食育計画づくりガイドの作成・公表(平成19年11月)

### ○民間企業等の取組

幼児のための食環境づくり

## ◎取組内容の充実・実践の促進が必要

(子どもの健全育成の観点からの取組の充実)

○取組事例の収集・分析→公表

○食環境づくりに関する普及啓発

## ◎科学的根拠の整理

妊産婦・乳幼児の食事摂取基準の作成及び  
その活用に関する検討

(平成20年度)基準づくり(分科会設置)

(平成21年度)児童福祉施設の給食等での  
活用ガイドの作成

普及啓発

基盤整備

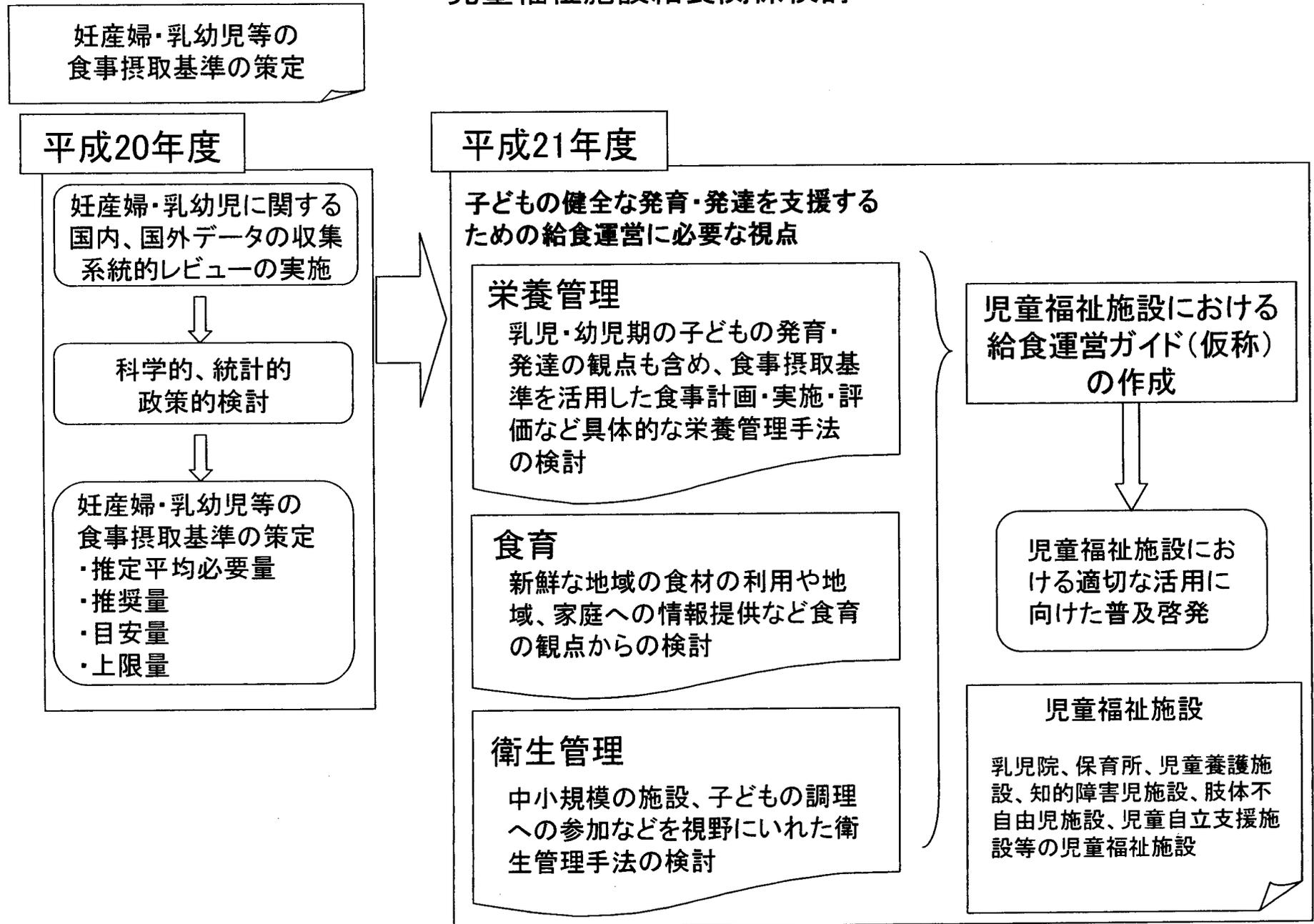
## ガイドラインの策定

○食から始まる健やかガイド(平成16年2月)

○妊産婦のための食生活指針(平成18年2月)

○授乳・離乳の支援ガイド(平成19年3月)

# 児童福祉施設給食関係検討



## 母子保健医療対策等総合支援事業等の実施状況

平成20年度(国庫補助対象分)

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠出産等サポート事業	
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関		小児科・産科医療体制確保事業	安心・安全な妊娠・出産等支援体制整備事業
001	北海道	○			○	旭川医科大学医学部附属病院	○		
002	青森県	○	○	○	○	弘前大学医学部附属病院	○		
003	岩手県	○	○	○	○	岩手医科大学附属病院	○	○	○
004	宮城県			○	○	国立大学法人東北大学病院	○	○	○
005	秋田県				○	秋田大学医学部附属病院	○	○	
006	山形県	○	○	○	○	山形大学医学部附属病院	○		
007	福島県	○					○		
008	茨城県	○			○	三の丸庁舎、県南、県西生涯学習センター 茨城県産科婦人科医会	○	○	
009	栃木県	○	○	○	○	バルティとちぎ男女共同参画センター	○	○	
010	群馬県				○	(財)群馬県健康づくり財団	○		
011	埼玉県	○		○	○	埼玉医科大学総合医療センター	○		
012	千葉県	○	○	○	○	松戸市保健所、印旛保健所、長生保健所、君津保健所	○		
013	東京都	○	○		○	(社)日本家族計画協会	○		
014	神奈川県	○		○	○	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	○	○	
015	新潟県		○	○	○	新潟大学歯学総合病院	○		
016	富山県	○	○	○	○	富山県立中央病院	○		
017	石川県	○		○	○	石川県不妊相談センター	○	○	○
018	福井県				○	福井看護協会会館、福井大学医学部附属病院 院、国立病院機構福井病院	○		
019	山梨県	○		○	○	県民情報プラザ	○		
020	長野県				○	看護総合センターながの	○	○	
021	岐阜県				○	岐阜保健所、岐阜県民ふれあい会館	○		
022	静岡県	○	○	○	○	静岡県総合健康センター	○		
023	愛知県	○	○	○	○	名古屋大学医学部附属病院	○		
024	三重県	○			○	三重県立看護大学	○		○
025	滋賀県	○	○	○	○	滋賀医科大学附属病院	○		○
026	京都府	○			○	京都府立医科大学附属病院	○		
027	大阪府	○	○		○	ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)	○		○
028	兵庫県	○	○	○	○	兵庫県立男女共同参画センター	○		
029	奈良県	○	○	○	○	奈良県健康づくりセンター	○		○
030	和歌山県	○			○	岩出保健所、田辺保健所	○		
031	鳥取県	○		○	○	鳥取県立中央病院	○		
032	島根県	○		○	○	島根県立中央病院	○	○	
033	岡山県	○			○	岡山大学病院	○		
034	広島県	○			○	県立広島病院	○		○
035	山口県	○	○	○	○	山口県立総合医療センター、各健康福祉センター	○		○
036	徳島県	○	○	○	○	徳島大学病院、各保健所	○	○	
037	香川県	○	○	○	○	香川県立中央病院研修棟	○		
038	愛媛県	○	○	○	○	愛媛県心と体の健康センター	○		
039	高知県	○			○	各保健所	○		○
040	福岡県	○	○	○	○	保健福祉環境事務所：宗像、鞍手、久留米	○		
041	佐賀県			○	○	佐賀県中部保健福祉事務所	○		○
042	長崎県	○	○	○	○	各保健所	○		
043	熊本県	○	○	○	○	熊本県女性相談センター	○		
044	大分県			○	○	大分県立病院	○		○
045	宮崎県	○	○	○	○	中央保健所、都城保健所、延岡保健所	○		
046	鹿児島県	○			○	鹿児島大学病院、各保健所	○		○
047	沖縄県	○	○		○	中央保健所	○		○
	小計	9	32	24	30	46	47	10	14

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠出産等サポート事業	
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関		小児科・産科医療体制構築事業	安心・安全な妊娠・出産等支援体制構築事業
048	札幌市			○	○	札幌市不妊専門相談センター	○		
049	仙台市		○	○			○		
050	さいたま市				○	さいたま市保健所	○		
051	千葉市				○	千葉市保健所	○		
052	横浜市				○	横浜市立大学附属市民総合医療センター	○		
053	川崎市	○	○	○			○		
054	新潟市						○		
055	静岡市						○		
056	名古屋市						○		
057	浜松市						○		
058	京都市				○	下京保健所、京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	○		
059	大阪市	○					○		
060	堺市						○		
061	神戸市						○		
062	広島市	○	○				○		
063	北九州市				○	小倉北区役所	○		
064	福岡市		○	○	○	博多区保健福祉センター	○		
065	旭川市						○		
066	函館市						○		
067	青森市	○			○	青森市健康増進センター（元気プラザ）	○		
068	盛岡市						○		
069	秋田市						○		
070	郡山市						○		
071	いわき市	○					○		
072	宇都宮市						○		
073	川越市				○	埼玉医科大学総合医療センター	○		
074	船橋市				○		○		
075	柏市	○					○		
076	横須賀市						○		
077	相模原市						○		
078	富山市						○		
079	金沢市	○					○		
080	長野市						○		
081	岐阜市						○		
082	豊橋市						○		
083	豊田市						○		
084	岡崎市						○		
085	高槻市						○		
086	東大阪市	○					○		
087	西宮市						○		
088	姫路市						○		
089	奈良市	○	○				○		
090	和歌山市						○		
091	岡山市						○		
092	倉敷市						○		
093	福山市						○		
094	下関市						○		
095	高松市						○		
096	松山市	○					○		
097	高知市						○		
098	久留米市	○			○		○		
099	長崎市	○					○		
100	熊本市						○		
101	大分市						○		
102	宮崎市	○					○		
103	鹿児島市						○		
104	小樽市								
105	八王子市	○							
106	藤沢市								
107	尼崎市								
108	西宮市								
109	呉市								
110	大牟田市								
111	佐世保市								
112	千代田区								
113	中央区								
114	港区								
115	新宿区								
116	文京区								
117	台東区								
118	墨田区								
119	江東区								
120	品川区								
121	目黒区								
122	大田区								
123	世田谷区								
124	渋谷区								
125	中野区								
126	杉並区								
127	豊島区								
128	北区								
129	荒川区								
130	板橋区								
131	練馬区								
132	足立区								
133	葛飾区								
134	江戸川区								
	小計	9市	14市	5市	7市	9市	56市		
	合計	9都府県	32都府県	24都府県	30都府県	46都府県	47都府県	10県	14府県
		9市	14市	5市	7市	9市	56市		

## 未熟児養育医療給付実施状況(平成19年度)

(単位 人)

都道府県	1000g								計	中核市	1000g								計
	指定都市	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上			特別区	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上	
1	北海道	50	94	104	112	23	13	22	418	65	旭川	10	15	14	20	12	5	12	88
2	青森	43	55	51	41	20	12	16	238	66	函館	8	7	6	14	0	0	0	35
3	岩手	60	45	61	56	40	13	18	293	67	青森	7	10	15	20	5	0	7	64
4	宮城	42	49	53	53	58	15	15	285	68	秋田	6	9	13	22	25	12	26	113
5	秋田	13	40	27	32	32	18	29	191	69	郡山	10	14	12	15	19	2	7	79
6	山形	15	19	23	19	11	2	4	93	70	いわき	8	10	12	11	12	3	1	57
7	福島	26	36	36	40	45	16	27	226	71	宇都宮	17	29	12	22	9	5	12	106
8	茨城	62	87	103	92	36	14	20	414	72	川越	4	9	10	19	15	9	25	91
9	栃木	56	58	60	72	47	19	35	347	73	船橋	11	30	22	24	17	2	2	108
10	群馬	42	71	64	77	23	19	95	391	74	横須賀	6	17	12	19	12	6	12	84
11	埼玉	133	206	284	246	182	84	315	1,450	75	相模原	20	29	29	36	20	15	11	160
12	千葉	101	154	157	202	129	22	20	785	76	富山	16	12	16	15	6	3	6	74
13	東京	103	140	120	111	104	49	122	749	77	金沢	10	19	32	24	10	5	22	122
14	神奈川	58	102	88	69	44	26	95	482	78	長野	20	15	13	10	8	6	12	84
15	新潟	45	45	57	64	46	17	26	300	79	岐阜	3	14	8	14	3	2	7	51
16	富山	22	21	25	25	12	5	22	132	80	豊橋	11	16	17	16	6	1	3	70
17	石川	18	35	19	19	8	5	32	136	81	豊橋	8	7	10	12	6	1	9	53
18	福井	38	26	41	39	17	9	29	199	82	岡崎	8	25	28	20	21	2	0	104
19	山梨	25	24	32	30	10	4	1	126	83	高槻	10	10	31	13	9	5	13	91
20	長野	45	73	79	73	51	26	81	428	84	東大阪	12	13	16	7	8	2	5	63
21	岐阜	42	43	71	67	18	10	34	285	85	西宮	22	26	33	19	13	8	22	143
22	静岡	102	117	118	115	45	20	40	557	86	姫路	16	27	34	36	18	2	1	134
23	愛知	110	164	141	146	76	30	68	735	87	奈良	7	9	15	7	15	7	42	102
24	三重	31	46	52	55	24	6	22	236	88	和歌山	8	7	14	17	6	3	10	65
25	滋賀	44	70	68	69	29	17	18	315	89	岡山	14	28	21	29	7	8	23	130
26	京都	30	50	56	67	33	18	33	287	90	倉敷	13	18	19	14	6	3	24	97
27	大阪	126	149	171	108	70	26	110	760	91	福山	20	20	21	29	0	17	60	167
28	兵庫	73	82	96	123	58	24	60	516	92	下関	4	16	21	11	0	2	4	58
29	奈良	22	28	36	39	31	22	86	264	93	高松	5	17	15	16	14	7	15	89
30	和歌山	22	18	30	32	11	4	21	138	94	松山	19	23	28	30	7	4	3	114
31	鳥取	29	28	24	34	6	1	2	124	95	高知	15	16	23	23	1	1	4	83
32	島根	13	19	32	30	5	7	14	120	96	長崎	12	22	23	25	5	0	12	99
33	岡山	11	16	19	18	7	8	19	98	97	熊本	33	33	40	40	20	11	25	202
34	広島	11	32	41	52	36	12	41	225	98	大分	18	26	22	31	27	23	46	193
35	山口	33	49	60	51	42	25	80	340	99	宮崎	19	22	22	19	7	3	10	102
36	徳島	16	30	34	41	9	2	0	132	100	鹿児島	24	38	33	36	31	13	20	195
37	香川	21	32	19	23	10	1	9	115	101	小松	3	5	3	1	1	1	5	19
38	愛媛	32	39	42	14	1	6	4	138	102	八王子	17	13	9	9	8	10	16	82
39	高知	13	14	13	21	3	0	2	66	103	藤沢	12	16	26	19	13	8	23	117
40	福岡	74	126	133	163	36	8	11	551	104	尼崎	12	10	18	11	17	7	17	92
41	佐賀	45	43	61	52	13	7	27	248	105	呉	4	8	11	19	19	9	13	83
42	長崎	27	44	41	38	10	4	16	180	106	大牟田	1	4	5	3	0	0	0	13
43	熊本	46	43	55	48	23	11	36	262	107	佐世保	7	11	12	7	17	1	2	57
44	大分	11	25	26	29	19	10	29	149	小計	510	725	796	804	475	234	589	4,133	
45	宮崎	31	46	40	39	40	11	21	228	108	千代田	1	1	0	3	2	0	1	8
46	鹿児島	29	41	55	63	46	20	41	295	109	中央	4	5	5	2	0	2	2	20
47	沖縄	59	127	123	125	44	15	15	508	110	港	5	17	11	10	8	3	8	62
小計	2,100	2,901	3,141	3,134	1,683	713	1,883	15,555		111	新宿	5	7	8	12	2	0	7	41
48	札幌	65	81	83	66	12	4	11	322	112	文京	2	8	11	4	5	1	4	35
49	仙台	64	53	43	69	49	11	24	313	113	台東	7	11	4	5	1	0	4	32
50	さいたま	37	40	48	46	83	31	113	398	114	墨田	5	12	11	2	2	1	4	37
51	千葉	23	35	43	41	33	5	2	182	115	江東	14	29	20	23	10	1	9	106
52	横浜	98	153	150	165	123	60	144	893	116	品川	5	12	22	14	24	4	15	96
53	川崎	46	67	64	51	51	17	53	349	117	目黒	7	11	15	10	6	6	10	65
54	新潟	13	12	23	17	27	8	18	118	118	大田	17	29	26	23	12	4	28	139
55	静岡	10	30	18	32	16	2	16	124	119	世田谷	21	17	19	26	12	5	18	118
56	浜松	22	48	46	40	19	8	4	187	120	渋谷	3	8	3	5	4	2	3	28
57	名古屋	40	68	73	86	36	16	38	357	121	中野	6	7	4	10	4	2	11	44
58	京都	40	68	59	52	50	24	70	363	122	杉並	4	9	13	13	9	4	25	77
59	大阪	51	69	97	77	64	32	60	450	123	豊島	10	8	7	8	1	3	4	41
60	堺	24	31	23	26	18	7	26	155	124	北	7	6	7	6	4	5	10	45
61	神戸	53	67	92	87	61	17	48	425	125	荒川	3	15	6	8	6	1	3	42
62	広島	29	59	49	71	70	21	55	354	126	板橋	13	19	12	18	10	4	11	87
63	北九州	25	29	38	40	6	1	4	143	127	練馬	14	24	11	21	11	6	14	101
64	福岡	46	77	69	80	12	1	4	289	128	足立	17	18	32	16	10	6	11	110
小計	686	987	1,018	1,046	730	265	690	5,422		129	葛飾	10	11	17	11	4	0	3	56
合計	3,497	4,917	5,250	5,255	3,036	1,275	3,378	26,608		130	江戸川	21	20	31	21	1	3	11	108
小計											201	304	295	271	148	63	216	1,498	

平成18年度母子保健衛生費国庫負担金事業実績報告による。

小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況(平成19年度)

(資料8)

		(単位 人)											
		悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
北海道	道庁	360	222	33	266	720	74	203	105	81	88	50	2,202
北海道	札幌市	210	80	23	201	314	88	88	36	67	39	37	1,183
北海道	旭川市	208	102	32	166	404	82	94	80	75	40	38	1,321
北海道	釧路市	169	105	64	162	447	28	100	62	28	41	30	1,236
北海道	帯広市	128	95	10	58	185	28	41	53	28	12	29	667
北海道	苫小牧市	183	57	11	66	328	24	77	44	47	25	20	882
北海道	室蘭市	195	124	11	113	358	45	135	47	61	32	29	1,150
北海道	千歳市	347	174	25	442	565	65	167	91	87	92	51	2,106
北海道	札幌市	212	120	107	303	350	50	94	53	59	102	45	1,495
北海道	旭川市	233	116	24	215	412	49	135	60	50	53	45	1,392
北海道	釧路市	732	433	146	823	1,270	189	313	227	194	151	137	4,615
北海道	帯広市	466	415	215	690	964	195	261	135	114	229	99	3,783
北海道	苫小牧市	994	829	140	1,631	2,060	306	457	359	289	493	209	7,767
北海道	室蘭市	290	194	42	379	438	69	148	51	70	77	56	1,814
北海道	千歳市	239	119	15	96	383	30	74	59	40	67	47	1,169
北海道	帯広市	99	37	46	36	211	15	42	17	15	4	11	533
北海道	室蘭市	68	52	9	216	194	57	40	23	17	10	22	708
北海道	千歳市	102	57	7	99	283	16	48	38	25	24	24	723
北海道	室蘭市	76	59	35	45	298	20	58	32	31	21	23	698
北海道	帯広市	268	85	27	115	486	36	101	64	78	45	60	1,365
北海道	苫小牧市	182	83	9	60	411	40	101	66	37	20	44	1,053
北海道	室蘭市	296	138	32	179	838	52	129	95	84	44	50	1,937
北海道	千歳市	529	722	60	163	759	108	195	258	190	65	90	3,139
北海道	室蘭市	231	86	46	151	542	49	85	51	64	43	44	1,392
北海道	帯広市	184	101	24	325	479	94	74	49	66	80	36	1,512
北海道	苫小牧市	202	87	40	269	322	63	91	46	51	50	29	1,250
北海道	室蘭市	559	424	157	894	1,492	137	233	239	164	266	99	4,664
北海道	千歳市	326	161	44	157	890	68	169	130	97	66	61	2,169
北海道	室蘭市	155	99	48	337	402	57	55	44	81	60	20	1,358
北海道	帯広市	89	42	7	89	176	27	30	35	23	9	11	538
北海道	苫小牧市	78	28	6	38	137	19	41	24	16	21	25	433
北海道	室蘭市	95	46	9	65	289	27	36	32	33	18	22	672
北海道	帯広市	87	42	4	32	299	21	52	24	28	30	22	641
北海道	苫小牧市	179	110	17	209	359	46	64	59	49	51	35	1,178
北海道	室蘭市	133	71	29	82	481	44	76	49	43	27	22	1,057
北海道	帯広市	140	105	3	33	144	21	75	27	30	14	11	603
北海道	苫小牧市	66	19	12	13	195	6	37	24	20	17	11	420
北海道	室蘭市	106	34	7	49	319	23	67	38	34	9	26	712
北海道	帯広市	41	44	2	49	140	10	23	8	15	5	6	343
北海道	苫小牧市	335	131	49	98	627	78	146	109	96	28	54	1,751
北海道	室蘭市	105	49	18	50	227	23	57	41	48	22	29	669
北海道	帯広市	168	110	39	128	353	52	101	84	30	46	39	1,150
北海道	苫小牧市	206	99	33	31	395	24	110	70	42	52	46	1,108
北海道	室蘭市	105	61	12	61	208	30	58	38	41	18	26	658
北海道	帯広市	112	77	17	78	264	24	59	39	18	32	19	739
北海道	苫小牧市	135	89	31	160	359	36	82	51	37	35	25	1,040
北海道	室蘭市	214	131	121	254	786	85	108	79	76	50	28	1,932
北海道	帯広市	196	125	32	106	619	44	119	76	65	85	15	1,482
北海道	苫小牧市	169	74	49	186	417	33	69	56	59	45	32	1,189
北海道	室蘭市	141	73	21	153	274	37	54	39	37	26	20	875
北海道	帯広市	111	135	44	145	260	39	57	41	26	63	25	946
北海道	苫小牧市	502	278	65	531	633	136	195	96	124	114	120	2,794
北海道	室蘭市	139	125	12	295	307	65	72	49	63	46	42	1,215
北海道	帯広市	115	34	9	30	220	24	59	25	24	51	20	611
北海道	苫小牧市	92	45	12	55	221	20	25	18	28	13	9	538
北海道	室蘭市	113	46	7	36	422	14	47	30	25	17	18	775
北海道	帯広市	244	182	16	82	626	38	79	54	98	34	54	1,507
北海道	苫小牧市	401	175	88	326	734	92	130	104	132	41	59	2,282
北海道	室蘭市	265	224	48	399	616	85	114	103	73	102	36	2,065
北海道	帯広市	155	141	33	276	281	39	52	43	41	83	47	1,191
北海道	苫小牧市	179	98	18	86	342	44	64	49	58	17	32	987
北海道	室蘭市	178	95	12	216	421	39	64	42	54	82	29	1,232
北海道	帯広市	126	49	7	25	220	21	50	39	37	13	24	611
北海道	苫小牧市	184	82	67	64	357	27	73	76	55	11	34	1,030
北海道	室蘭市	55	19	7	27	86	12	31	24	12	42	8	323
北海道	帯広市	30	15	4	11	58	7	15	10	6	4	7	167
北海道	苫小牧市	44	14	5	40	74	20	27	10	14	10	7	265
北海道	室蘭市	68	62	5	29	119	15	18	20	21	5	17	379
北海道	帯広市	54	29	5	48	84	11	24	17	24	23	6	325
北海道	苫小牧市	36	20	2	28	139	17	23	13	12	3	9	302
北海道	室蘭市	49	40	19	103	105	14	22	11	12	32	11	418
北海道	帯広市	29	23	2	34	69	7	12	7	7	5	3	198
北海道	苫小牧市	50	68	36	93	151	11	37	30	18	38	7	539
北海道	室蘭市	42	15	1	51	93	9	27	10	8	15	6	277
北海道	帯広市	63	89	34	143	125	27	32	23	19	14	14	583
北海道	苫小牧市	61	30	19	20	109	9	25	11	8	2	4	298
北海道	室蘭市	53	25	3	128	94	17	20	18	11	3	10	382
北海道	帯広市	46	19	5	25	109	6	24	12	14	40	11	311
北海道	苫小牧市	64	25	3	20	137	17	17	20	17	3	19	342
北海道	室蘭市	41	27	1	12	103	8	18	13	14	3	8	248
北海道	帯広市	54	36	4	21	112	13	18	13	19	9	10	309
北海道	苫小牧市	28	33	1	16	77	6	24	21	10	3	4	223
北海道	室蘭市	34	30	13	62	141	15	12	11	8	14	4	344
北海道	帯広市	55	50	4	77	91	16	20	28	19	17	6	383
北海道	苫小牧市	60	35	3	31	92	13	21	12	17	5	13	302
北海道	室蘭市	42	53	12	111	134	22	15	20	19	15	6	449
北海道	帯広市	24	12	1	44	107	8	18	12	9	3	15	253
北海道	苫小牧市	97	44	6	39	367	15	39	33	22	20	15	697
北海道	室蘭市	73	27	9	45	192	12	32	17	21	22	12	462
北海道	帯広市	50	20	5	108	214	30	32	29	12	40	13	553
北海道	苫小牧市	46	15	7	17	72	6	16	11	6	5	3	204
北海道	室蘭市	61	20	3	8	151	5	22	20	20	14	10	334
北海道	帯広市	62	21	9	42	170	13	33	22	24	7	9	412
北海道	苫小牧市	36	27	3	25	103	7	19	7	17	6	2	252
北海道	室蘭市	59	34	13	58	156	7	29	15	8	5	9	393
北海道	帯広市	165	47	13	11	207	12	37	40	40	36	23	631
北海道	苫小牧市	93	43	9	80	170	27	61	27	37	24	12	583
北海道	室蘭市	56	45	9	43	164	5	21	17	11	25	7	403
北海道	帯広市	80	47	5	114	235	18	50	15	21	6	17	608
北海道	苫小牧市	15,907	9,804	2,718	14,951	34,143	3,984	7,244	5,004	4,525	4,184	2,945	105,409

## 都道府県別主な母子保健指標等（平成19年度）

都道府県	周産期死亡率 (出産千対) 平成19年		妊産婦死亡率 (出産十万対) 平成19年		出生率 (人口千対) 平成19年		乳児死亡率 (出生千対) 平成19年		新生児死亡率 (出生千対) 平成19年		人工妊娠中絶件数及び実施率 (女性人口千対) 平成19年				
	‰	順位	件数		‰	順位	‰	順位	‰	順位	件数	‰	20歳未満	‰	順位
1 北海道	4.6	18	-	-	7.5	44	2.7	16	1.4	14	13,607	11.4	1,375	10.5	5
2 青森県	5.4	5	-	-	7.2	46	2.6	21	1.7	8	2,924	10.2	306	8.7	15
3 岩手県	5.1	12	-	-	7.6	41	2.2	35	1.2	27	3,272	12.2	266	7.8	22
4 宮城県	5.2	9	1	4.9	8.5	24	2.4	26	1.5	12	5,764	11.1	536	8.9	12
5 秋田県	4	34	-	-	6.7	47	1.9	42	1.1	31	2,220	10.6	164	6.3	38
6 山形県	4.8	15	1	10.6	7.7	40	2.5	24	1.4	14	2,297	9.9	167	5.6	43
7 福島県	4.5	19	-	-	8.3	30	2.6	21	1.1	31	5,447	13.2	488	8.7	15
8 茨城県	5.6	4	-	-	8.5	24	3.2	7	1.8	5	4,619	7.4	398	5.4	46
9 栃木県	3.9	39	1	5.7	8.7	16	2.9	13	1.3	24	4,372	10.4	395	7.7	25
10 群馬県	5.4	5	1	5.8	8.5	24	2.4	26	1.4	14	4,105	9.9	347	7.2	31
11 埼玉県	4.2	28	3	4.8	8.7	16	2.4	26	1.1	31	10,368	6.6	1,061	6.2	39
12 千葉県	5	13	1	1.9	8.6	21	2.6	21	1.4	14	8,500	6.3	791	5.6	43
13 東京都	4.4	23	3	2.8	8.3	30	2.7	16	1.4	14	27,878	9.2	1,995	7.4	28
14 神奈川県	4.5	19	4	4.9	9	7	2.9	13	1.4	14	14,246	7.1	1,328	6.7	33
15 新潟県	4.5	19	1	5.2	7.8	39	2.3	33	1.1	31	4,493	9.5	383	6.6	34
16 富山県	4.8	15	-	-	8	36	3.1	8	1.7	8	2,027	9.3	158	6.6	34
17 石川県	3.5	42	-	-	8.9	11	3.5	4	1.3	24	2,282	9.3	223	8.0	21
18 福井県	4.2	28	-	-	8.9	11	3.1	8	1.1	31	1,476	8.9	128	6.1	40
19 山梨県	3	47	-	-	8.1	33	1.9	42	0.7	45	1,285	7.1	123	5.6	43
20 長野県	4	34	1	5.3	8.7	16	1.9	42	1.0	39	4,538	10.5	385	7.4	28
21 岐阜県	4.8	15	2	11	8.6	21	2.4	26	1.4	14	3,470	7.8	302	5.8	42
22 静岡県	4.4	23	1	2.9	9	7	2.4	26	1.4	14	6,856	8.7	667	7.4	28
23 愛知県	4.4	23	6	8.4	9.8	2	2.7	16	1.4	14	13,080	8.0	1,332	7.5	27
24 三重県	4.4	23	-	-	8.6	21	3.8	2	1.7	8	3,957	10.1	404	8.8	14
25 滋賀県	5.2	9	-	-	9.7	3	3.6	3	2.1	3	2,532	8.2	219	5.9	41
26 京都府	4	34	1	4.5	8.3	30	2.4	26	1.1	31	4,865	8.3	480	7.7	25
27 大阪府	4.2	28	2	2.5	8.9	11	2.7	16	1.2	27	18,596	9.3	1,877	9.1	10
28 兵庫県	4.5	19	2	4	8.8	14	2.2	35	1.1	31	9,662	7.8	880	6.5	36
29 奈良県	4.2	28	-	-	8	36	2	41	1.0	39	1,689	5.4	156	4.3	47
30 和歌山県	5.3	7	-	-	7.6	41	3.5	4	2.3	2	1,908	9.3	217	8.7	15
31 鳥取県	4	34	-	-	8.4	28	3	10	2.0	4	1,668	14.0	163	10.9	3
32 島根県	5.2	9	-	-	8.1	33	2.2	35	1.0	39	1,279	9.5	115	6.8	32
33 岡山県	3.3	45	1	5.7	8.8	14	2.2	35	0.8	42	4,616	11.4	461	9.8	7
34 広島県	3.4	44	-	-	9.1	5	1.9	42	0.7	45	6,393	10.5	676	9.8	7
35 山口県	3.7	40	-	-	8	36	1.9	42	0.8	42	2,831	10.0	288	8.7	15
36 徳島県	4	34	-	-	7.6	41	3.5	4	1.8	5	1,588	9.9	149	7.8	22
37 香川県	4.2	28	-	-	8.7	16	1.5	47	0.6	47	2,280	11.4	234	9.8	7
38 愛媛県	5.3	7	-	-	8.1	33	2.1	40	1.1	31	3,272	11.2	376	10.7	4
39 高知県	7	1	-	-	7.3	45	4.4	1	3.0	1	1,868	12.5	171	10.1	6
40 福岡県	4.3	27	1	2.1	9.2	4	2.4	26	1.2	27	14,870	13.1	1,558	12.4	1
41 佐賀県	3.5	42	-	-	9	7	2.2	35	0.8	42	2,439	13.7	208	9.0	11
42 長崎県	5.8	3	1	7.9	8.4	28	3	10	1.8	5	3,649	12.4	321	8.7	15
43 熊本県	3.7	40	-	-	9	7	2.8	15	1.3	24	5,260	14.1	557	11.6	2
44 大分県	3.2	46	-	-	8.5	24	2.7	16	1.6	11	2,901	12.1	255	8.5	20
45 宮崎県	4.2	28	-	-	9.1	5	2.3	33	1.4	14	2,610	11.4	259	8.9	12
46 鹿児島県	5	13	-	-	8.7	16	3	10	1.5	12	3,964	11.3	368	7.8	22
47 沖縄県	6.4	2	1	5.8	12.1	1	2.5	24	1.2	27	2,849	8.9	275	6.4	37
全国	4.5		35	3.1	8.6		2.6		1.3		256,672	9.3	23,985	7.8	

注：1）周産期死亡率、妊産婦死亡率、出生率、乳児死亡率、新生児死亡率は人口動態統計による。

周産期死亡率＝ $\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}}$ 

2）人工妊娠中絶件数及び実施率は保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）による。



(その他)



平成21年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
4	第41回愛育班員全国大会	15	1	東京都	母子保健課
	児童相談所長研修(前期)	22 ~ 24	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国自立援助ホーム長会議	27	1	東京都	家庭福祉課
	こいのぼり掲揚式	27	1	厚生労働省	育成環境課
5	児童福祉週間	5 ~ 11	7	-	育成環境課
	児童福祉週間中央行事	6(予定)	1	東京都(上野公園)	育成環境課
	児童福祉文化賞表彰式	8(予定)	1	厚生労働省	育成環境課
	児童福祉文化賞発表会	9	1	東京都	育成環境課
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	27 ~ 28	2	仙台市	総務課
	全国児童自立支援施設長会議	28 ~ 29	2	大分県	家庭福祉課
	児童相談所常勤医師専門研修	28 ~ 29	2	仙台市	総務課
	放課後子どもプラン指導者研修会(基礎セミナー)	31	1	青森市	育成環境課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議(1回目)	未定		横浜市	家庭福祉課
6	保育を高める全国研修集会	3 ~ 5	3	札幌市	保育課
	第7回思春期保健相談士学術研究大会	6	1	大阪府	母子保健課
	東日本Aブロック児童厚生員等研修会	9 ~ 12	4	茨城県日立市	育成環境課
	地域虐待対応研修指導者養成研修(Aグループ)	9 ~ 12	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第52回全国私立保育園研究大会	17 ~ 19	3	高知県	保育課
	西日本Aブロック児童厚生員等研修会	23 ~ 26	4	大阪市	育成環境課
	乳児保育担当者研修会	23 ~ 26	4	千葉県浦安市	保育課
	児童虐待防止研修(保健師等)	29 ~ 7/3	5	国立保健医療科学院	総務課
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	30 ~ 7/3	4	子どもの虹情報研修センター	横浜市
	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議	未定	1	厚生労働省	総務課
	全国児童家庭支援センター協議会実務者研修会	4 ~ 5	2	神奈川県	家庭福祉課
	研修「地域母子保健」(地域1 子どもの食育を考える)	11 ~ 12	2	東京都	母子保健課
	第34回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	20 ~ 21	2	東京都	母子保健課
	第31回全国母子生活支援施設職員研修会	24 ~ 26	3	横浜市	家庭福祉課
	放課後子どもプラン指導者研修会(基礎セミナー)	28	1	宇都宮市	育成環境課

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
7	第53回全国乳児院研修会	1 ~ 3	3	山形市	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	1 ~ 4	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国婦人保護施設長等研究協議会	2 ~ 3	2	東京都	家庭福祉課
	障害児保育担当者研修会	7 ~ 10	4	千葉県浦安市	保育課
	中国・四国・九州ブロック母親クラブ指導者研修会	9 ~ 10	2	宮崎市	育成環境課
	先天性代謝異常症等検査技術者研修会	9 ~ 10	2	東京都	母子保健課
	遺伝カウンセリングセミナー（第37回基礎コース）	9 ~ 12	4	東京都	母子保健課
	第6回思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー（前期）	17 ~ 20	4	東京都	母子保健課
	地域虐待対応研修指導者養成研修（Bグループ）	21 ~ 24	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第57回思春期保健セミナーコースⅠ（総論編）	24 ~ 26	3	大阪府	母子保健課
全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	29 ~ 31	3	広島県	家庭福祉課	
研修「地域母子保健」（地域2 発達障害児の早期発見と支援）	7月~8月	2	東京都	母子保健課	
8	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	6	1	長崎市	育成環境課
	大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修	6 ~ 7	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第58回思春期保健セミナーコースⅠ（総論編）	7 ~ 9	3	東京都	母子保健課
	第60回全日本少年野球大会	18 ~ 20	3	新潟県	家庭福祉課
	第9回思春期ピアカウンセリング・コーディネーター養成セミナー	22 ~ 23	2	東京都	母子保健課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	25 ~ 28	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	北海道・東北・関東・甲信越ブロック母親クラブ指導員研修会	27 ~ 28	2	青森県弘前市	育成環境課
遺伝カウンセリングセミナー（第37回実践コース）	27 ~ 30	4	東京都	母子保健課	
9	北海道・東北地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	1 ~ 4	4	山形県	保育課
	第31回全国青年保育者会議	2 ~ 4	3	横浜市	保育課
	第47回思春期保健セミナーコースⅡ（各論編）	4 ~ 6	3	大阪府	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	6	1	長崎市	育成環境課
	全国保育士養成セミナー・研究大会	9 ~ 11	3	仙台市	保育課
	全国児童家庭支援センター研究協議会	10 ~ 11	2	長崎県	家庭福祉課
	東海・近畿・北陸ブロック母親クラブ指導者研修会	10 ~ 11	2	神戸市	育成環境課
	地域虐待対応アドバンス研修	10 ~ 22	2	岩手県	総務課
	東日本Bブロック児童厚生員等研修会	15 ~ 18	4	新潟県湯沢町	育成環境課
	初任保育所長研修会	15 ~ 18	4	千葉県浦安市	保育課
	養育費相談支援に関する全国研修会	中旬	2	香川県	家庭福祉課
	全国母子自立支援員研修会	中旬	2	香川県	家庭福祉課
	情緒障害児短期治療施設指導者研修	16 ~ 18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	コメディカルのための遺伝カウンセリングセミナー（第35回初級コース）	19 ~ 21	3	東京都	母子保健課
	地域虐待対応アドバンス研修	29 ~ 30	2	岡山県	総務課
	北信越・東海地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	29 ~ 10/2	4	石川県	保育課
	西日本Bブロック児童厚生員等研修会	29 ~ 10/2	4	大分県別府市	育成環境課
家庭相談員全国大会	未定	1	東京都	総務課	
第3回子どもの心の診療医研修会	未定	1	東京都	母子保健課	

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
10	里親月間	1 ~ 31		—	家庭福祉課
	母子保健強化月間	1 ~ 31		—	母子保健課
	第3ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	9	1	鳥取県	母子保健課
	全国児童自立支援施設職員研修会	13 ~ 15	3	函館市	家庭福祉課
	東日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	13 ~ 16	4	東京都渋谷区	育成環境課
	第9回全国児童館・児童クラブ岩手大会	17 ~ 18	2	盛岡市	育成環境課
	全国母子寡婦福祉研修大会	18 ~ 19	2	北九州市	家庭福祉課
	児童相談所長研修（後期）	7 ~ 9	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	児童養護施設職員指導者研修	13 ~ 16	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	関東地区主任保育士（初任者指導保育士）研修会	13 ~ 16	4	さいたま市	保育課
	第53回全国母子生活支援施設研究大会	15 ~ 16	2	福井市	家庭福祉課
	第48回思春期保健セミナーコースⅡ（各論編）	16 ~ 18	3	東京都	母子保健課
	第59回全国乳児院協議会	20 ~ 21	2	別府市	家庭福祉課
	全国保育所理事長・所長研修会	21 ~ 23	3	新潟県	保育課
	全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	22 ~ 23	2	秋田県	家庭福祉課
	全国児童館長研修会	26	1	東京都	育成環境課
	第63回全国児童養護施設長研究協議会	28 ~ 31	3	宮城県	家庭福祉課
	全国民生委員児童委員大会	29 ~ 30	2	新潟県	育成環境課
第4ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	30	1	徳島県	母子保健課	
第55回全国里親大会	未定	1	未定	家庭福祉課	
地域母子保健（地域3 発達障害児の早期発見と支援）	10月~12月	2	東京都	母子保健課	
11	児童虐待防止月間	1 ~ 30		—	総務課
	SIDS（乳幼児突然死症候群）強化月間	1 ~ 30		—	母子保健課
	幼保連携研修会	4 ~ 6	3	東京都渋谷区	保育課
	全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会	5 ~ 6	2	埼玉県	家庭福祉課
	地域組織活動指導者（母親クラブ）全国大会	5 ~ 6	2	倉敷市	育成環境課
	第2ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	6	1	岐阜県	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（スキルアップセミナー）	8	1	岡山市	育成環境課
	第53回全国保育研究大会	11 ~ 13	3	愛媛県	保育課
	西日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	10 ~ 13	4	岡山市	育成環境課
	平成21年度健やか親子21全国大会（母子保健家族計画全国大会）	11 ~ 12	2	静岡県	母子保健課
	子どもの虐待防止推進全国フォーラム	14 ~ 15	2	新潟県妙高市	総務課
	第9回月経随伴症状とマンスリービクスセミナー	14 ~ 15	2	東京都	母子保健課
	全国婦人保護施設等指導員研究協議会	中旬	2	神奈川県	家庭福祉課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	16 ~ 20	3	国立保健医療科学院	総務課
	第1ブロック児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	17	1	東京都	母子保健課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	18 ~ 20	3	国立保健医療科学院	総務課
	公開講座	21（予定）	1	子どもの虹情報研修センター	総務課
	治療機関・施設専門研修	24 ~ 26	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
全国自立援助ホーム連絡協議会	未定	2	群馬県	家庭福祉課	
地域子育て支援センター担当者研修会	24 ~ 27	4	千葉県浦安市	保育課	
第43回全国保育士会研究大会	26 ~ 27	2	京都市	保育課	
全国児童厚生員指導者養成研修会	30 ~ 12/4	5	静岡県掛川市	育成環境課	
12	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	1 ~ 4	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第56回思春期保健セミナーコースⅢ（実践編）	4 ~ 6	3	大阪府	母子保健課
	事故予防研修会	9 ~ 11	3	東京都渋谷区	保育課
	コメディカルのための遺伝カウンセリングセミナー（第33回上級コース）	11 ~ 13	3	東京都	母子保健課
	第6回思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー（後期）	12 ~ 13	2	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会（基礎セミナー）	13	1	神戸市	育成環境課
	児童福祉施設指導者合同研修	16 ~ 18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
1	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	3 ~ 6	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第57回思春期保健セミナーコースⅢ(実践編)	8 ~ 10	3	千葉県	母子保健課
	第35回遺伝カウンセリングリフレッシュセミナー	9 ~ 10	2	未定	母子保健課
	全国児童相談所一時保護所指導者研修(第1グループ)	13 ~ 15	3	武蔵野学院	総務課
	放課後子どもプラン指導者研修会(基礎セミナー)	17	1	岐阜市	育成環境課
	近畿・中国・四国地区主任保育士(初任者指導保育士)研修会	19 ~ 22	4	広島市	保育課
	乳児院職員指導者研修	26 ~ 29	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	放課後子どもプラン指導者研修会(スキルアップセミナー)	下旬	1	東京都	育成環境課
2	九州地区主任保育士(初任者指導保育士)研修会	2 ~ 5	4	佐賀県	保育課
	全国児童相談所一時保護所指導者研修(第2グループ)	3 ~ 5	3	武蔵野学院	総務課
	母子栄養講座 ~生活習慣病をめぐって~	3 ~ 5	3	東京都	母子保健課
	全国児童養護施設中堅職員研修会	4 ~ 6	3	東京都	家庭福祉課
	地域虐待対応アドバンス研修	9 ~ 10	2	沖縄県	総務課
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	17 ~ 19	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第10回思春期保健セミナー上級コース	19 ~ 21	3	未定	母子保健課
	中堅保育所長研修会	24 ~ 26	3	千葉県浦安市	保育課
	地域母子保健(地域4 保健師の役割とリーダーシップ)	25 ~ 26	2	東京都	母子保健課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議(2回目)	未定		茨城県	家庭福祉課
	第36回全国保育士研修会	未定		未定	保育課
	第36回中高年女性保健セミナー	未定	3	東京都	母子保健課
3	テーマ別研修(性的虐待)	3 ~ 5	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	テーマ別研修(家族への支援)	10 ~ 12	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国家庭福祉施策担当係長会議	中旬	1	厚生労働省	家庭福祉課